

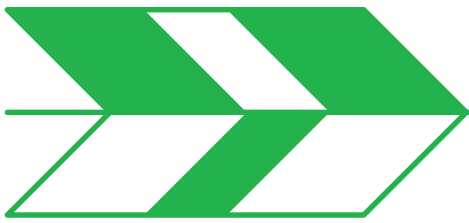
中国四国地区

アーカイブズ  
第18回 ウィーク

2023年

6/3(土)・6/4(日)

アーカイブズ展示



はじめる  
はじまる

記録・生活・制度・組織

解説シート

印刷の関係上、画像が鮮明でない写真もありますが、このシートは後日、当館のウェブページ上にカラーで掲載しますので、詳細はそちらで御覧ください。  
<http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/>

山口県文書館

## 「はじめる・はじまる」 解説シート目次

柱	No	シート名	担当
記録	1	毛利三代実録の編さんがはじまる	河本
	2	家の歴史の整理をはじめる (1)	重田
	3	家の歴史の整理をはじめる (2)	重田
	4	「創刊号」を見てみよう	山本
生活	5	殿様が「手習い」をはじめる	河本
	6	花押を書きはじめ	河本
	7	家電生活をはじめよう～冷蔵庫～	重田
制度	8	萩藩で馳走米がはじまる	河本
	9	萩藩主重就、領内巡見「はじめる」(1)	山崎
	10	萩藩主重就、領内巡見「はじめる」(2)	山崎
	11	萩藩主重就、領内巡見「はじめる」(3)	山崎
	12	「殿様」と呼ばれはじめ (1)	吉田
	13	「殿様」と呼ばれはじめ (2)	吉田
	14	「徳山城」のはじまり (1)	吉田
	15	「徳山城」のはじまり (2)	吉田
	16	「徳山城」のはじまり (3)	吉田
	17	新しい行政区画がはじまる	山本
	18	県会の「はじまり」	浅川
	19	県都山口の「はじまり」はいつ？	浅川
	20	医師資格制度のはじまりと山口県の女性医師	真木
	組織	21	萩藩密用方、はじまる
22		文書館「はじまる」～前史としての県立山口図書館～	山崎



毛利三代実録と毛利三代実録考証（毛利家文庫3公統240・同241）



01

記録 ①

## 毛利三代実録の編さんがはじまる

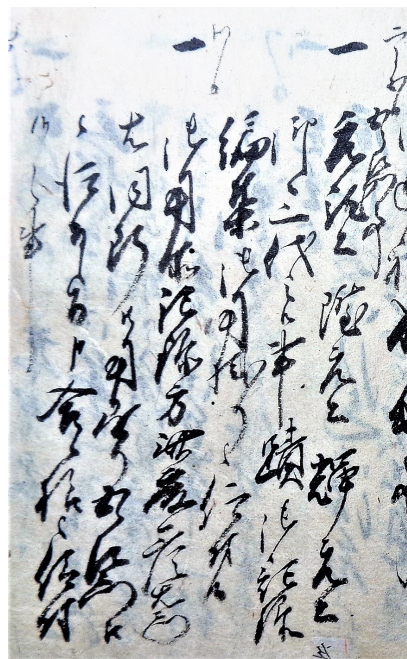
### 《毛利三代実録》

写真は、明治26年(1893)に完成した「毛利三代実録」(31冊)と「毛利三代実録考証」(124冊)です。前者は、毛利元就・隆元・輝元三代の事蹟を叙述したもので、後者はその叙述の典拠を収録しています。今日編さんされる自治体史でいえば「通史編」と「資料編」の関係です。

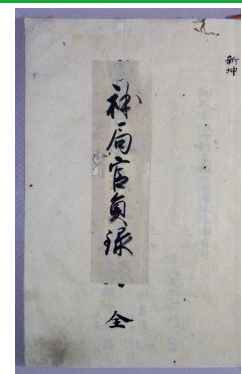
### 《実録編さんのはじまり》

文政6年(1823)2月5日、10代藩主毛利斉熙は、密用方の周布五郎左衛門と御用所記録方の斎藤彦右衛門に「元就公・隆元公・輝元公御三代之御事蹟御記録編集御用掛り」を命じ、三代実録の編さん事業がスタートしました。今年は、それから数えて200年になります。

右の写真は「密局日乗」という密用方の業務日誌の一部で、「五郎左衛門事」つまり周布五郎左衛門と御用所記録方の斎藤彦右衛門のことが記されています。



ところが、次頁の写真「秘局館員録」を見て下さい。この資料は、密用方の諸役に就いた役人の任免を記したもので、これによると担当の周布が半年後の7月に亡くなり、事業そのものが中止になったと記して

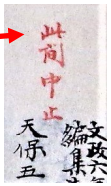
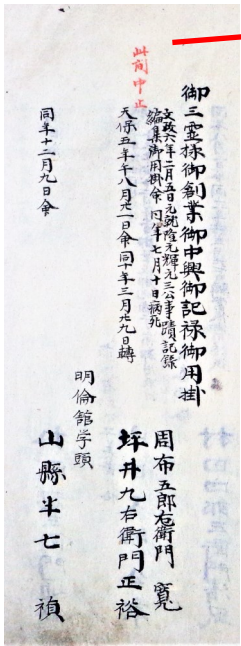


秘局官員録  
(毛利家文庫10諸役31)

7代藩主重就が設置した密用方は、毛利家の由緒、歴史など藩主の密命を承けて、藩内の諸資料を中心に調査して成果をまとめました。

密用方が設置される以前の事業も含めて、御系譜、閲閲録、諸家譜録、大記録、三代実録、防長国郡誌の各編集担当者名が記録されています。





います。中止になった詳しい事情は、よくわかりません。

《編さんの再開》

それから10年余りの歳月を経た天保5年(1834)8月、坪井九右衛門が御用掛に任命されて、事業が再開しました。また同年12月には明倫館学頭の山縣半七(太華)らがこれに加わり、本格化していきました。

毛利家の歴史編さんに対する姿勢は、とにかく根拠となる資料をベースに置く、いわば「実証主義」です。毛利家に伝わる古文書

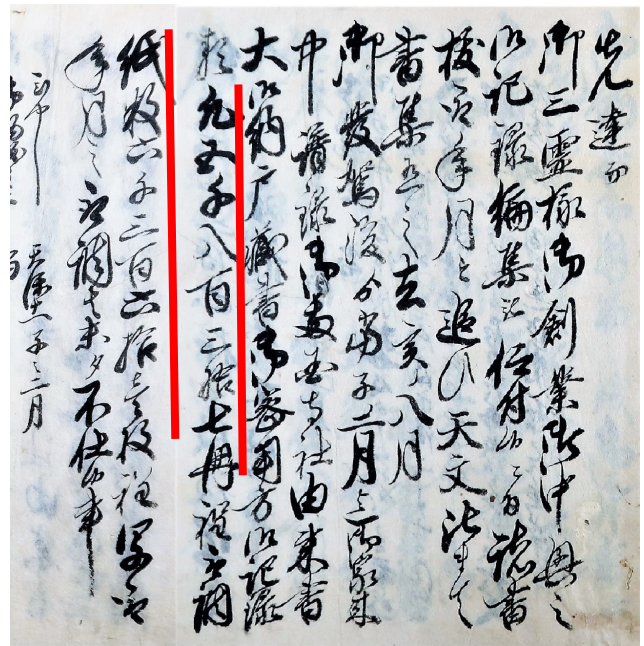
(什書)や、史臣永田政純が編さんした「閩閩録」・家臣に提出させた「譜録」などから、毛利家当主の活動を示す文書を抽出し、また寺社や家中以外の人に伝わる文書なども含めて、三代の事蹟を著す根拠となる資料の調査を進めました。調査地域は防長に留まらず、安芸国の厳島社をはじめ中国筋、九州・四国などにも及びました。毛利家ゆかりの地へも調査に出向いて、可能な限り関係のある文書・記録を収集していきました。

《資料の収集・整理》

右の写真によると、天保11年(1840)2月のこととして、前年8月の「御発駕」(殿様が参勤で萩出発)以降、譜録・寺社由来や大納戸にある蔵書、密用方の記録類、合わせて5,837冊を取り調べて、紙数6,361枚に写し取ったことが記されています。文書や記録類を調べて、実録編さんに必要と考えられる書状や判物などを見つけ出して筆写する作業は、今日の歴史研究と何一つ変わらない基礎的かつ地道な作業です。

筆写した資料は、実録編さんに必要と考えられるものですが、「年月之取調者未タ不仕候事」と無年号の書状等の年代比定は完了していません。無年号の文書の年代を推定する作業は、文書・記録や歴史に関する知識がないと大変です。年季が必要で、日々精進することで力量が身につけていったと思われま

す。御用掛の配下に「助筆」が5人程度置かれ、御用掛の指示のもと、必要な資料を筆写する役割を担っていました。それは、単なる筆写ではなく助筆自身が資料を精査し判断していたようです。助筆を経験したのちに、立身し



「御三靈様御事跡御編集一事記録」(毛利家文庫9諸省160)

先達而  
御三靈様御創業御中興之  
御記録編集被仰付候二付、諸書  
抜取、年月を追ひ、天文比まで  
書集有之、去亥ノ八月  
御発駕後方当子ノ二月迄、御家来  
中譜録・御両国寺社由来書・  
大御納戸蔵書・御密用方御記録  
類凡五千八百三拾七冊程取調、  
紙数六千三百六拾壹枚程写取、  
年月之取調者未タ不仕候事、  
ひやし 天保十一子之二月

た者もいます。

《編さん事業》

三代実録は、「三代」を元就・輝元・秀就として慶安4年(1651)までの編さんとして、隆元を入れて「四代実録」、つまり元就を別格と位置づけて「仰徳様(元就) 御三靈様御事蹟御編集」とするなど、紆余曲折を経ました。一時は中止になりかけましたが、明治3年(1870)の元就300回忌のさい、「半途ながら」(未完成ながら) 御霊社へ奉納されました。

その後、明治9年から四代実録の精選が指示され、明治13年には標目を四代実録から三代実録に改め、「元就・隆元・輝元」の三代として作業した結果、明治26年に冒頭の写真「毛利三代実録」が完成したのです。





源姓高橋氏系譜写（多賀社文庫1162）

記録 ②

# 家の歴史の整理をはじめめる（1）

## 《多賀社文庫内にある系図》

当館蔵多賀社文庫は、山口多賀社（現在山口大神宮〈山口市〉）に鎮座の大宮司を務めていた高橋家が形成した文書群です。

同家は大内氏との関わりが深く、また藩政期においても萩・徳山両藩主家に関する祈祷等に勤仕していました。そのため、同文庫を構成する文書・記録も、社職としての活動に関する文書や日記、大内氏・毛利氏に関する文書のほか、書籍の抜き書きや連歌懐紙等、多岐にわたります。

そのなかのひとつが、「源姓高橋氏系図写」(上写真)です。

家の歴史を調べ、系図を作成すること自体は珍しいことではありません。萩藩では、家臣や主だった社家に対して系譜や伝来文書の提出を求めていましたので(県庁伝来旧藩記録「閲閲録」、毛利家文庫23「譜録」)、その控えにあたるものが諸

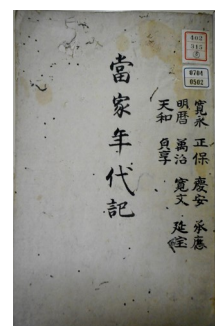
家文書の中にあることもままあります。

高橋家の場合、藩から譜録の提出を求められたわけではありませんでした。それではなぜ、このような系図が作られたのでしょうか。

## 《系図の作成時期と作成者》

この系図は、多賀社大宮司高橋家と、その分家で宝現霊社宮司を務めた高橋数馬家、2家について記述されています。同家は宇多源氏を名乗っていましたので、系図の書き出しは宇多天皇です。最も新しい年紀は文化13年(1816)ですので、その頃までに作成されたと考えられます。

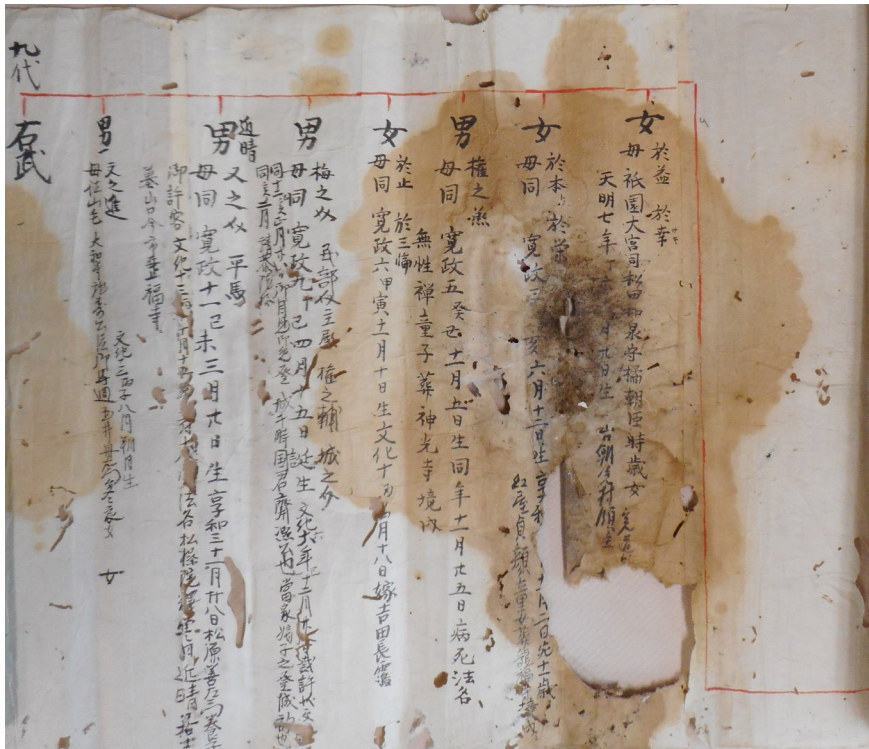
多賀社大宮司家で最新の当主として記載されているのが右文(有文とも)で、天明～天保初期(1781～1832)に当主を務めた人物です。右文についての記述が途中で終わり(没年まで書いていない)、右文の子たちについての記述も少ないので、右文が作成したと考えてよいでしょう。右文の子の代の記述だけ他と書きぶりが違いま



高橋家年代記 (多賀社文庫1166)

高橋右文による同家の編年体の歴史です。資料本文は「当家」となっていますが、目録では便宜的に「高橋家」としています。

1年につき1丁を充て、その年にあったことを記入しています。特に記載事項がなかった(記載事項を見出せなかった)年は白紙になっています。



◀「源姓高橋氏系譜写」の末尾部分です。前頁の写真と比べて、余裕をもって、丁寧な字が書かれています。「梅之介」が9代の「右武」なので、「右武」部分が後から書き加えられた可能性等も考えられます。

す(上写真)。また、寛政期後半以降の記述については、字配りが窮屈なところもあり、何度か書き加えられたのかもかもしれません。

実は、この系図が作られたのと同じころ、同家の歴史もまとめられました。「高橋家年代記」(多賀社文庫1166)は年ごとに出来事をまとめたもので、寛永元年(1624)から文化14年まで項目が立てられています。また、「高橋家代々興廢大略」(多賀社文庫1165)は多賀社大宮司高橋家の当主ごとに事績等をまとめたもので、何度かに分けて作成されたようですが、こちらも右文までの記述となっています。記述の対象となっている期間や筆跡から、これらも右文によるものであると考えられます。

### 《右文の著述の契機》

なぜ右文の代にこのような家史の整理がおこなわれたのでしょうか。

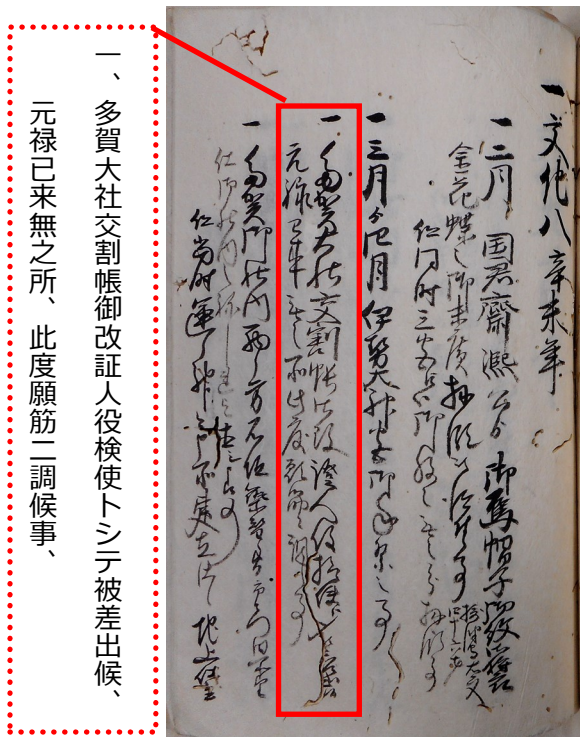
理由のひとつとして、この時期、社および家の歴史について振り返る必要が立て続けに生じたことが考えられます。特に影響が大きかったと考えられる出来事のひとつが、分家(高橋数馬家)が宮司を務める宝現霊社の社地の移転の願い出と、宮司の代替わりです。

右文が当主になって15年ほど経った寛政8年(1796)に、当時宝現霊社の宮司だった高橋数馬が、社を龍福寺境内から引き移すことを願い出ました。それに関する交渉に本家である右文も関わり、同社の由緒等について精査する必要があったようです。同家の相続に右文が後見として関わったこともあり、文庫内の宝現霊社に関する文書の多くが寛政～文政期(1789～1829)に集中しており、内容も宝現霊社の由緒や什物、社領に関するものです。系図に分家のことも一定の分量を以て記されています。右文の代に分家の状況の把握に努め、整理して残そうとしたことが窺えます。

理由の二つ目として、右文が家の歴史や伝統について、十分に継承する間もなく当主になってしまったことが考えられます。少なくとも高橋家の場合、それまでは父親が健在なうちに子が神職として活動を始め、父親の死没が隠居を以て当主となっていました。しかし、右文の場合は父である先代当主の右弥が急死し、数え16歳で跡を継ぐことになり、それに合わせて元服するほど、猶予のない襲職でした。親戚の三宮(現仁壁神社)大宮司の高橋木工頭が後見に付いたとはいえ、記録の所在が曖昧だったり、手続きが飛ばされていたり、引き継ぎが不十分なこともあったようです(シート3)。

右文としては、家の歴史や記録を整理し、後代にわかりやすく伝える必要を痛感したのでしょうか。社記の抜き書きを作成したり、家訓を作ろうとしたり(未完)、様々なことを行います。多賀社の事例は、伝統の途絶に対する危機感が、家史の整理の契機になった例といえます。





一、多賀大社交割帳御改証人役検使トシテ被差出候、  
元禄己来無之所、此度願筋二調候事、



高橋家年代記 文化八年（多賀社文庫1166-2）

記録 ③

## 家の歴史の整理をはじめめる（2）

### 《家史の整理に先立って》

多賀社大宮司高橋右文による同家の歴史の整理はいつ頃始められたのでしょうか。ここでは、開始時点を考えます。

多賀社文庫には、シート2にて言及した宝現霊社に関する文書等の目録や、社記の目録をはじめ、様々な目録が含まれます。そのうち目を引くのが、右文による多賀社の什物・什書に関する目録で、以下の5件が確認できます。

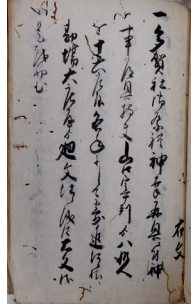
- 寛政9年(1797)：多賀大神宮諸控総目録(多賀社文庫939)
- 寛政11年：御当家様御寄附書立絵図并社記写総目録(同817)
- 文化8年(1811)：多賀大社御書物目録(同1)
- 文政7年(1824)：山口多賀大神宮御文庫書目(同2、3)
- 文政8年：山口多賀大神宮御文庫書目 文政八年正月より(同4)

大半が系図等が作成された文化10年代よりも前に作成されています。家の歴史を整理する前に、什物・什書の整理を行っていたことが窺えます。

### 《校割(こうかつ)帳改を考える》

これらの目録の中でも、特に注目したいのが、系図等が作成されるすぐ前に作成された、文化8年の「多賀大社御書物目録」です。これは、代替わりに伴う手続きの一つ、校割帳改(什物調査)にあたり、藩(寺社所)に提出したものの控えと考えられるものです。

「高橋家年代記」文政8年の項には、この目録が受理されたことが記載されています(上写真)。経緯は「校割帳御改一件」(多賀社文庫844)に詳しいので、そちらも参照しつつまとめると、この手続きは本来宮司の代替わり時に行なうものでしたが、多賀社では元禄9年(1696)に行なって以来、実施していませんでした。それを、文化4年に願い出、紆余曲折を経て同8年



高橋家代々興廢大略 右文 (多賀社文庫1165)

高橋家の歴代記から、右文の章です。

同家に系図が備わっていなかったのを右文が整えたことや、右文段階で文書が多く紛失していたのを「妙計をもつて」補填したと書かれています。右文自身も自らの事績として重視していたようです。



に受理されたもので、その後の多賀社の校割帳改の基本となるものでした。

年代記にわざわざ断絶の記録とともに手続きの完了を書くところに、校割帳改に対する右文の思い入れの強さが窺えますが、そもそもこの調査は4年もかかるようなものだったかという、そうではありません。

校割帳改は、手続きとしては、宮司に任命された後、90日以内に所管の代官所・奉行所に願い出て行なうもので、一旦願い出てしまえば、1年程度で済むものだったようです。現に右文の次の代の右武の時は、担当者の交代を挟んでも1年半で完了しています。

### 《記録の混乱と立て直し》

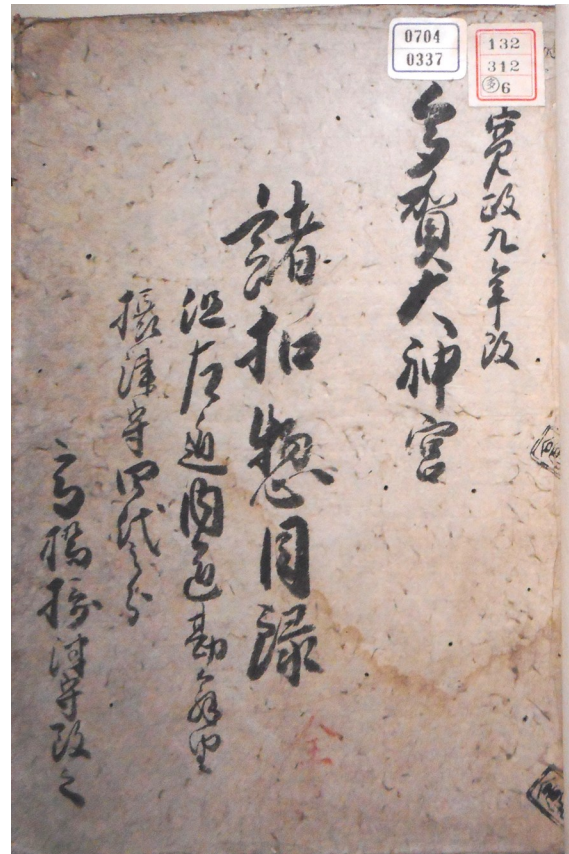
右文の校割帳改に4年もの時間を要した理由として、ひとつはこの時期の蔵書の急激な増加があるのですが、より深刻かつ切実だったのが記録の断絶・混乱のようです。

右上の写真は、寛政9年の目録の原表紙です。標題の横に、「但左近、内匠、勘解由、撰津守四代之分」とあります。左近に代替わりした元禄の校割帳改の後、什物の整理が行なわれなかった、もしくはその記録が残っていなかったために、このような記述になったのでしょう。

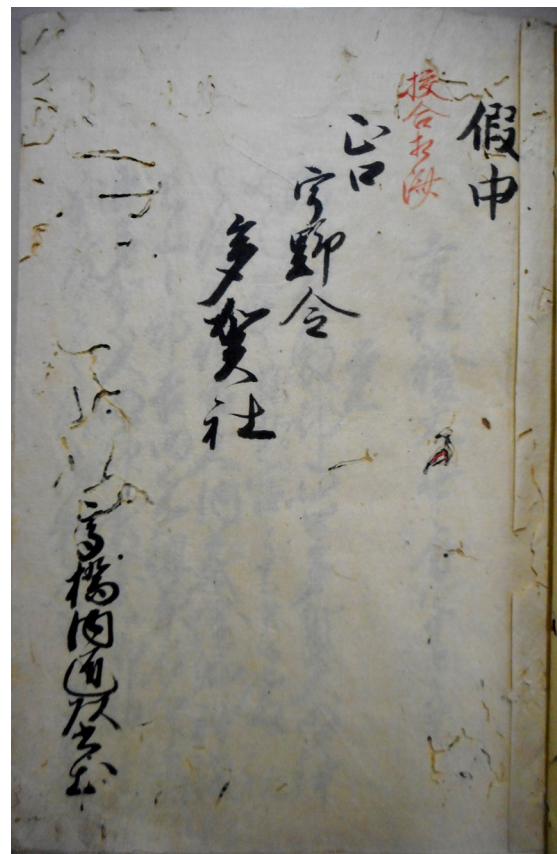
しかし、実際には内匠の時に「防長寺社由来」に係る調査が行なわれ、その時に多賀社から提出されたものの写が県庁別置旧藩記録の中に見られます(右下写真)。校割帳改という形ではありませんし、伝来文書を書写して提出する等、体裁には違いはありますが、調査対象に大きな差はありません。それが、一定の基準のもとに提出する必要があった文化8年の校割帳改はともかく、作成にあたって特段の制約がない寛政9年、11年の目録において言及されていないということは、右文がその存在を認識していなかったと考えられます。

寛政期には、萩藩で主だった社寺の宝物調査が行なわれ(寛政3～5年、「防長両国神社仏閣宝物書出控」〈毛利家文庫12社寺119〉)、多賀社にも藩主の宝物御覧がありました(寛政2年、「高橋家年代記」)。その際、多賀社に藩へ提出したものの控や原文書がなかった、もしくはそれらの情報が伝わっていなかったとすると、宝現霊社の件も含め、対応にも骨が折れたことでしょう。

右文はまず、寛政期の諸々を経て(シート2)、什物や記録、系図の整理に取り掛かったのでしょう(系図についてはこの段階で原型が作られた可能性もあります)。それが一定の完結をみたのが文化8年の校割帳改でした。什物や記録・文書、蔵書の整理は家の歴史の素材集めと一体の作業といえるもので、それが終わって初めて、右文は家の歴史の整理に着手できたのです。

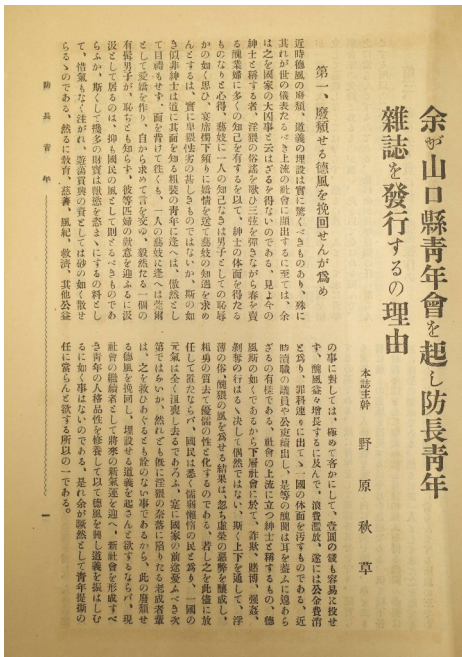
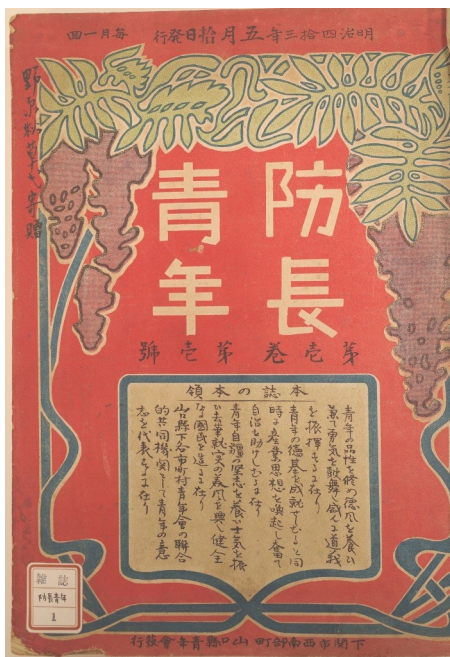


「諸控惣目録」(多賀社文庫793)



「多賀社高橋内匠頭書出」(県庁旧藩932)





防長青年 第1巻第1号（雑誌文庫-Y防長青年1）

記録 ④

## 「創刊号」を見てみよう

### 《雑誌を創刊する》

雑誌などの定期刊行物が始められる時、その創刊号には特別な思いが込められます。「こんな新しい世の中を作りたい」、「この雑誌で情報をしっかり伝えたい」など、創刊号には未来への期待や希望など、ある種、独特な高揚感が漂っています。それでは、「始まり」のエネルギーに満ちた創刊号をいくつか見てみましょう。

### 《『防長青年』創刊号》

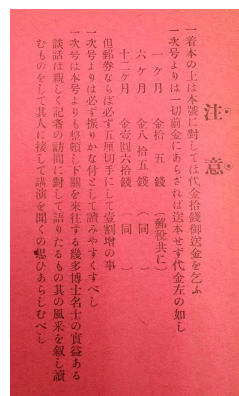
防長青年は明治43年(1910)5月に、馬関毎日新聞主筆野原秋草が山口県の青年団の統一組織である「山口県青年会」の結成をめざして発刊した雑誌です。

冒頭の「余が山口県青年会を起し防長青年雑誌を發行するの理由」には野原の創刊への思いが熱く語られています。

当館には『防長青年』の創刊号から第3号までが所蔵されています。第3号には、

この活動をより広範囲なものにするため、雑誌の名前を『活動之青年』に変更すると書かれています。しかし、後継の雑誌の所在は今のところ確認できていません。

さて、発刊への思いが込められる創刊号ですが、十分な態勢が整わず手探りの状態で出されることがあります。



この『防長青年』創刊号にも次のようなチラシが挟まれています。

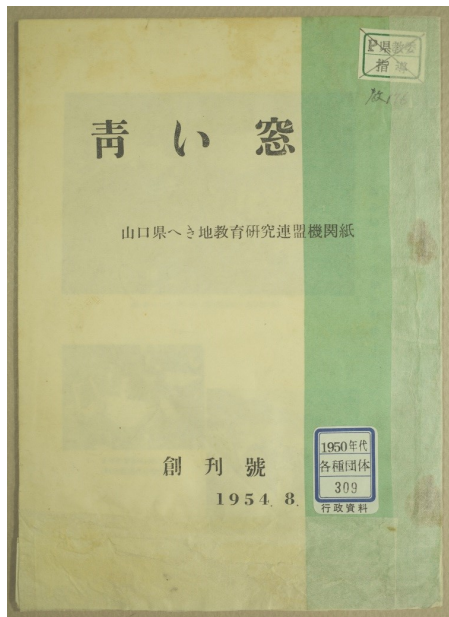
そこには、購読方法の説明に加えて、「次号から必ずふりがなを付けて読みやす

くする」「次号は本号よりもっと整頓する」「名士や博士の談話はあたかもその人に接して講演を聴いているようなものにする」などと記されています。こうしたことが書かれるのも創刊号ならではのことでしょう。

3	【次番号】山口県の雑誌 創刊号 【収録頁】 50巻第1号 【発行】 昭和24年11月10日 【雑誌】 1 【分類】 行政資料> 国史> 1850年代> 雑誌
4	【次番号】徳島 創刊号 教育雑誌1日録 第6号 【収録頁】 50巻第16号 【発行】 昭和26年1月17日 【雑誌】 1 【分類】 行政資料> 国史> 1850年代> 雑誌
5	【次番号】徳島 創刊号 山口県立中央教育研究所 【収録頁】 50巻第209号 【発行】 昭和26年1月17日 【雑誌】 1 【分類】 行政資料> 国史> 1850年代> 雑誌
6	【次番号】徳島での 創刊号 【収録頁】 60巻第205号 【発行】 昭和26年1月17日 【雑誌】 - 【分類】 行政資料> 国史> 1850年代> 雑誌
7	【次番号】徳島での 創刊号 【収録頁】 60巻第162号 【発行】 昭和26年1月17日 【雑誌】 1 【分類】 行政資料> 国史> 1850年代> 雑誌
8	【次番号】徳島での 創刊号 【収録頁】 60巻第162号 【発行】 昭和26年1月17日 【雑誌】 1 【分類】 行政資料> 国史> 1850年代> 雑誌

当館のWebページの検索サイトで「創刊号」や「No.1」などのキーワードを入力して検索すると、数多くの創刊号がヒットし、上のような画面が表示されます。

それら一つひとつから創刊の思いを感じることができるでしょう。



「青い窓 創刊号」（1950年代各種団体309）

### 《『青い窓』の創刊》

『青い窓』は、へき地教育に携わる教員の研究グループである「山口県へき地教育研究連盟」の機関誌として昭和29年(1954)9月に創刊されました。連盟の事務所は山口県教育研究所内に置かれました。

へき地教育に関しては、昭和29年6月1日に教育の機会均等の理念に基づき「へき地教育振興法」が制定されていますが、この研究グループの活動もこうした社会の動きを反映したものとと言えます。

冊子の内容は現場の実践記録、研究物、児童の作文や作品、体験談や他校視察紹介、その他短歌や俳句等からなっています。

以下、創刊の思いを拾ってみましょう。

「待ちに待った私どもの研究機関紙がようやく誕生いたしました。一時も早くと思いが、……（こうした所にも僻地性があると思いますが）、いろいろの悪条件にはばまれましてつい一学期をすごしてしまい発行の遅れましたことをお詫びいたします。」

「へき地の現場の先生方が日々実践の体験や記録を、そのまま素直に交換し合うことこそ本誌の生命でありへき地教育振興の原動力と思います。本誌が山や海のご不自由な地域で勤務される先生方の魂と魂の結びつきとして、憩いの場として発展するようご協力をお願いします。」

「本誌をよりよく永続させ育てるために希望やご意見をお聞かせください。」



「グラフやまぐち 1968.5」（1960年代企画293）

### 《『グラフやまぐち』の創刊》

昭和43年(1968)5月、『県政やまぐち』からバトンタッチされる形で、『グラフやまぐち』が新しい県の広報誌として創刊されました。よりビジュアルなグラフ誌に生まれ変わり、県政の今を伝えることになりました。

創刊号には次のようなチラシが挟まれており、『グラフやまぐち』に寄せる思いが書かれています。

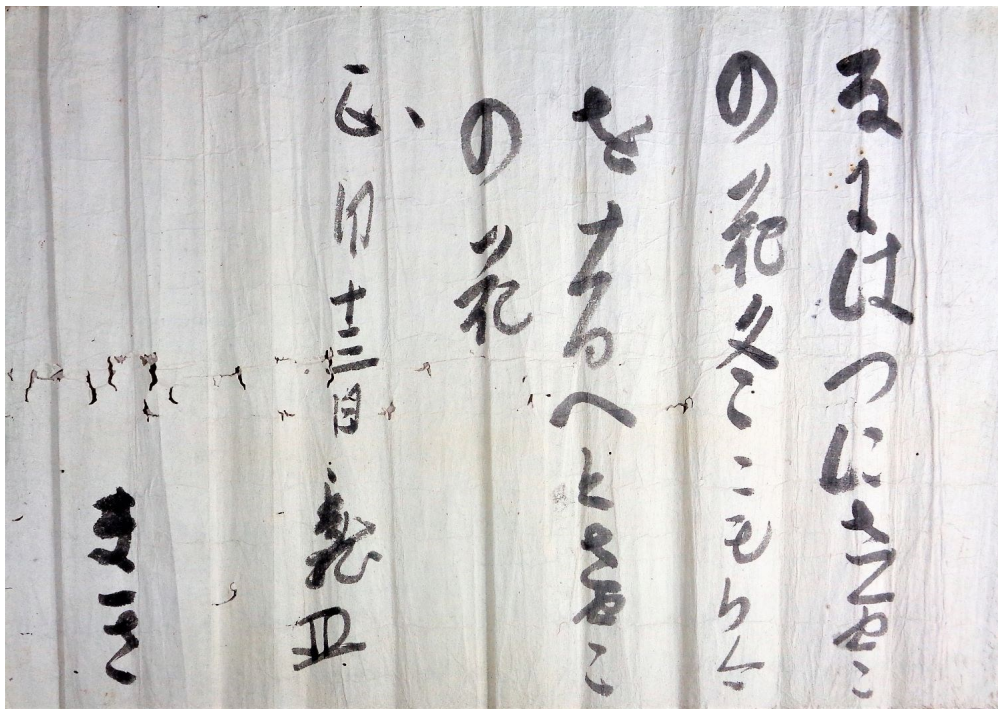
「『県政やまぐち』は昭和42年度限りで廃刊することになりました。長い間、ご愛読いただき、ありがとうございました。」

『県政やまぐち』に代わって、5月から『グラフやまぐち』をお届けすることにいたします。

『グラフやまぐち』は、県政の動き、新しい町づくり村づくり、発展するふるさとの産業や社会の姿などをカメラでとらえ、みなさまにご覧いただくというものです。

待合室の一隅においていただくとか、グループに回覧していただくなどできるだけたくさんの方々にご覧いただくようお願い申し上げます。」





毛利秀就自筆書状（馬來家文書 3）

## 殿様が「手習い」をはじめめる

### 《初代萩藩主毛利秀就》

文禄4年(1595)に生まれた毛利秀就は、父輝元にとって、いや毛利家にとって待望久しい男の子でした。

慶長5年(1600)関ヶ原戦のあと、毛利氏は、周知のとおり防長2か国に減封となりました。輝元は隠居して「宗瑞」を名乗り、家督は幼い秀就が継ぎました。秀就に政治ができるわけもなく、実質的には、父親が藩政をリードしました。

翌年(慶長6年)、秀就は「証人」(人質)として江戸に在住することになりました。数えて7歳。現代なら幼稚園の年長さんにあたります。親としては心配でしょうがなかったのではないのでしょうか。

幼年の殿様には、多くの家臣が随従しました。例えば、傅役となった国司元蔵や児玉景唯などの重臣のほか人数の詳細は明らかにしえないものの、かなりの数の家臣が随従したと考えられます。周辺の大人たちは見守り、気遣っていたと思われます。

なにはつに さくやこの花 冬ごもり 今をはるへと さやかに  
 正月十三日 秀就(花押)  
 まき

### 《毛利秀就の手習い》

当館には、毛利秀就が幼少期に書いた文書が残されています。そのうちのいくつかを紹介しましょう。

写真は、「難波津の歌」です。

難波津に 咲くやこの花 冬ごもり  
 今は春べと 咲くやこの花

「古今和歌集」の仮名序には、「手習ふ人のはじめにもしける」とあり、古くから書道

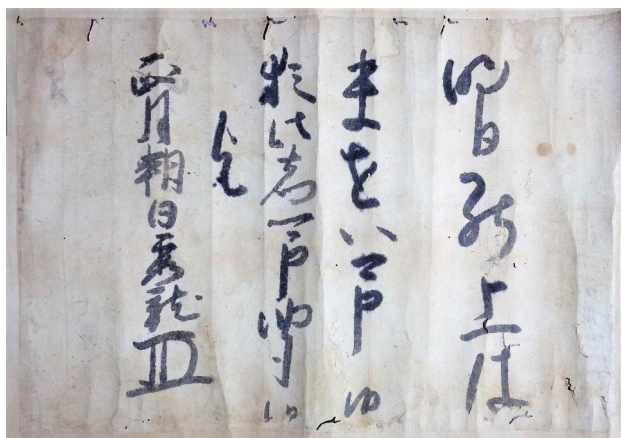


書庫内の諸家文書

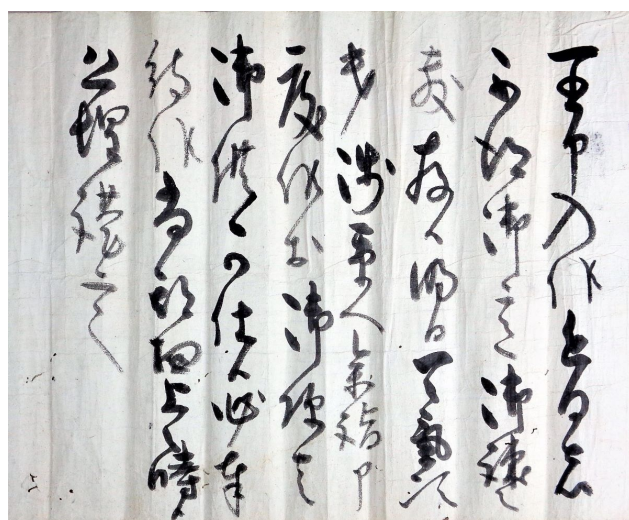
当館では、開館以来、毎年のように、県内外の個人の方々を中心として、それぞれのお宅に伝えられてきた古文書等を寄贈・寄託いただいています。多くの場合、その方のお名前を冠して「〇〇家文書」という名称で呼んでいます。

文書館での利活用によって、ご先祖の思いが未来へ繋がる。そうにお考えの方がたくさんいらっしゃるのだと思います。

因みに令和4年度までに474家分の諸家文書が寄贈・寄託されています。



毛利秀就自筆書状（出羽家文書9）



毛利秀就自筆書状（馬来家文書5）

明日罷上は  
まをい可申候、  
猶此者可申聞候、  
かしく、  
正月朔日秀就（花押）

一書申入候、近日者  
不得御意、御疎々  
敷存候、明日天氣次  
第浅草へ参詣申  
度候、於御隙者  
御供可仕候、必奉  
侍候、尚期面上之時候、  
恐惶謹言、

の習い初めに用いられた和歌です。

お世辞にも上手とは言えませんが、年端も行かない幼子書いたとすれば、よく書けていると評価できると思います。さくやの「く」の字が抜けていますが、これは御愛嬌。「花」・「冬」・「今」、月日、実名は漢字で書いています。

手習いは学問の基礎であり、自筆で書状などを書くためにも必要で、日々取り組んでいたと思われます。写真を改めて見ると、手習いの成果に日付を書き入れ、その下に実名を記して「花押」を据える。単なる手習いに終わらせることなく、やがて藩主として書状や判物を発給する形式を身に付けてもらおうという家臣たちの心遣いが垣間見えますね。

宛所は「まき」（馬来）とあり、この文書は、大組馬来家に伝わったものです。当該の馬来家は、『萩藩閥閥録』巻106馬来惣左衛門家、「譜録」ま4馬来惣左衛門門征成家に当たります。江戸初期、同家には江戸詰めした形跡はなく、なぜ伝わったのか詳細については不明です。

2通目は、大組出羽家に伝わった秀就自筆書状、1通目と比べると、少しですが進歩の跡が見えます。漢字も増えて、署判についても上手になっていますね。ただ意味がよく分かりません。「はまをい」、「まをい」なのか。また宛所の

記載がありませんが、当時は親しい間柄ではそれを省略することはよくあることでした。

なお、この書状には裏書に「出羽孫平」とありますが、これは出羽家で書いたものと思われます。

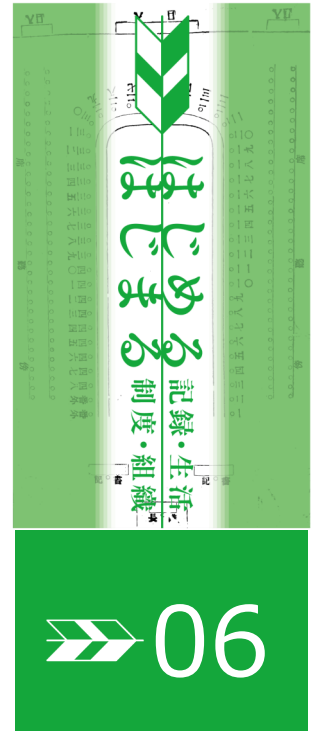
3通目は、馬来家に伝わったものです。こちらは、月日・宛所に加えて署判もありませんが、現存する秀就自筆書状は、この独特の筆跡で書かれています。これを書いたときの年齢はわかりませんが、成長の跡が見えるかと思えます。書状の内容は、浅草参詣に誘ったものです。

藩主が発給する文書の大部分は、右筆が書いたものに花押を据えて完成しました。とはいえ、自筆で書状を認めることもあり、ここに「手習い」で培った成果が発揮されたわけです。





毛利秀就受領書出（高洲家文書25）



生活 ②

## 花押を書き始める

### 《花押》

花押は、書判（かきはん）ともいい、書いた本人のサインです。安堵状・知行宛行状や加冠状・一字書出など、家臣に対して主君が自身の花押を据えて発給した文書を判物と呼びます。主君の意思あるいは主君の人格を示すと考えられた花押が据えられていることが重要でした。

上の写真は、慶長7年(1602)正月1日、萩藩主毛利秀就が高須惣左衛門尉に「筑後守」の受領名を与えた判物で受領書出と呼ばれる形式の文書です。これ以降、高須は筑後守を名乗りました。

秀就は文禄4年(1595)の生まれで、この花押を書いたとき、数えで8歳。いまなら小学1年生です。拙い花押も致し方ないでしょう。

花押は書判ですから、発給する文書の数だけ書く必要があります。幼い頃から繰り返し書いていくことで、秀就の花押も少しずつ上達していったようです。

裏面の一番上の文書は、慶長17年(1612)に秀就が杉原彦七へ「宗左衛門尉」という仮名と「就」の一字を与えたものです。この場合、文書名は仮名書出と一字書出を合わせているので、仮名一字書出とも言えるものです。

冒頭の文書から10年後に発給したものです。花押の形は、それらしくなっていますが、まだ上手に書けているとは言えないでしょうね。

### 《花押の変化》

3通目は、慶長20年(1615)9月26日付けで、父輝元（宗瑞）と連署して、高須惣左衛門尉に発給した安堵状です。秀就の花押はずいぶんシャープになっていると思いませんか？

このように、花押は少しずつ変化してきました。生身の人間が筆を使って書くのですが、そのときの気分によって筆の勢いも違ったようです。

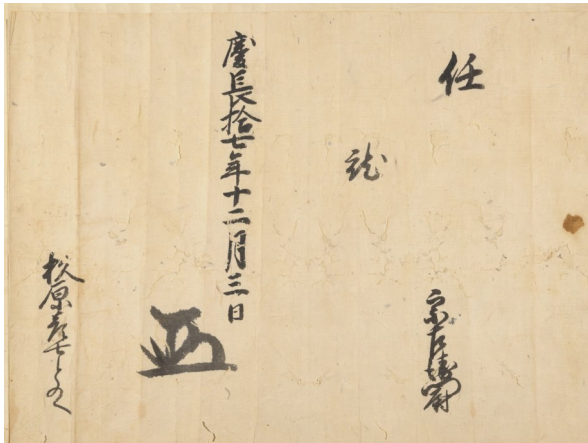
### 高洲家文書

高洲家は、備後国銜の役人から武士に転身した杉原家の庶流で、南北朝時代から沼隈郡高洲（現広島県尾道市）を本拠とした家です。

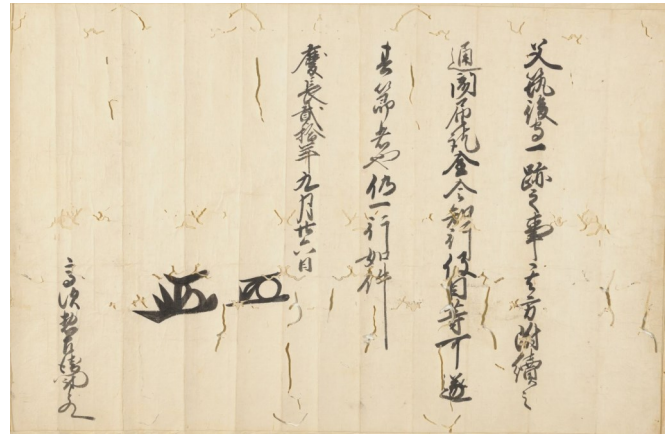
室町・戦国時代には、山名氏や大内氏に従い、最終的には毛利氏に帰属し、江戸時代は萩藩士（寄組）として活動しました。天正年間(1573～92)には、高須元兼が毛利氏の赤間関代官を勤めました。

提示した文書の宛所に注目すると、杉原姓と高洲姓が2通ずつで、短い期間に名替えを繰り返していたようです。





毛利秀就仮名一字書出（高洲家文書22）



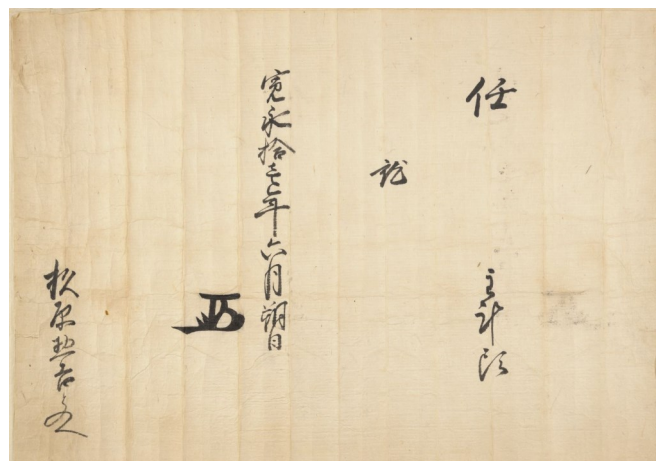
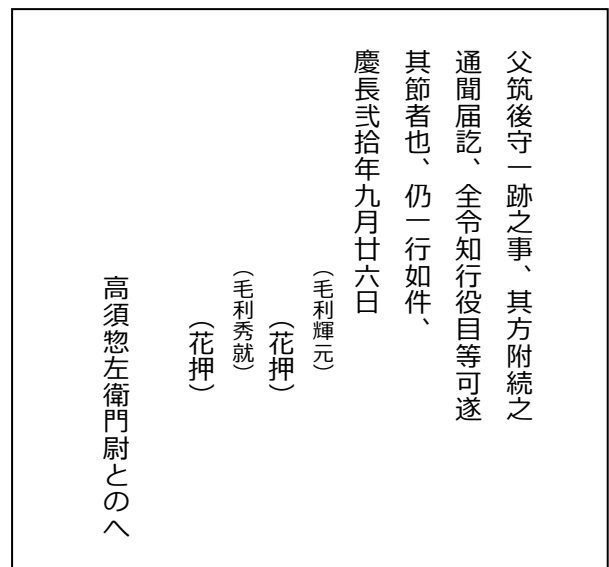
毛利輝元・同秀就連署安堵状（高洲家文書23）

### 《花押型の使用》

4通目の判物は、寛永11年(1634)のもので秀就は数えで40歳。杉原惣吉へ「主計頭」の官途と「就」の一字を与えたものです。前者だけ書いた判物なら「官途書出」とすればよいかもしれませんが、一字もあるので、「官途一字書出」としておきましょう。

この頃、花押型を使い始めたようです。花押の輪郭部分のハンコで、内側の白い部分に墨を塗って整えたものです。これを使えば均一な花押となりますが、墨がはみ出さないように塗りつぶす作業には、結構神経を使ったと思われます（拡大図参照）。判物のほか、幕閣・大名家等への書状などにも、この花押が使用されるようになったようです。

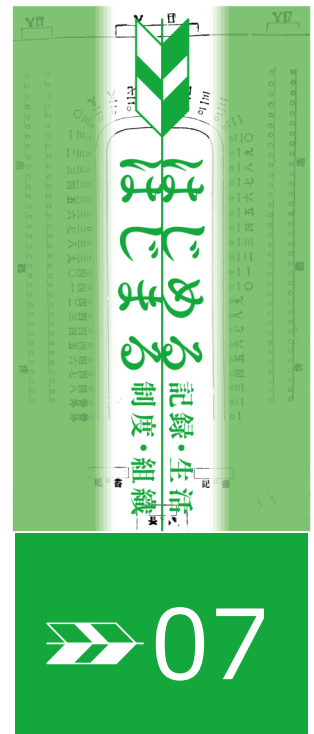
手書きの花押（書判）には、書く人の人間味が出て良いように思えますが、実際にそれを書く人の立場になれば、その作業は大変です。花押型は藩主が捺し墨塗り担当役人が作業していたと考えられます。



毛利秀就官途一字書出（高洲家文書24）



生活改善事業 冷蔵庫内（写真 グラフ山口-衛生18）



生活 ③

## 家電生活をはじめよう～冷蔵庫編～

### 《冷蔵庫の写真》

上の写真は、山口県の広報誌『グラフやまぐち』編集用に撮影した写真のうちの一つです。冷蔵庫の使用を促す写真として撮影されたものと考えられます。

庫内中段にある「山口牛乳」は、山口酪農農業協同組合が販売していたブランドです。戦後初期に山口・防府市の酪農農業協同組合であった防長酪農農業協同組合が解散した昭和30年以降、県内の酪農農業協同組合の多くが山口県酪農農業協同組合へと統合された昭和41年の間にあった組合です。家庭用の電気式冷蔵庫の販売開始時期も考え合わせるに、この写真はその間のものと推測されます。

標題にある「生活改善事業」は、昭和23年の農業改良助長法により、農家の生活の向上を目的とした事業で、正しくは「生活改善普及事業」といわれました。山口県では農業試験場が中心となって推進

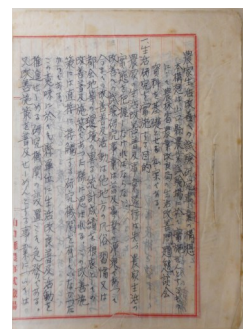
しました。

活動・研究の内容は、農作業・家事労働の効率化や衛生環境・財政状況の改善、健康状態の向上等多岐にわたり、農家の生活を多角的・総合的に改善しようとするものでした。

昭和30年代以降、白黒テレビ・洗濯機・冷蔵庫のいわゆる「三種の神器」をはじめとした家電が発売され、普及していきます。同事業では、これらの使用も積極的に推奨されました。具体的には、テレビは余暇時間の充実、洗濯機は家事労働の効率化、冷蔵庫は衛生環境や栄養状況の改善に紐づけられることが多かったようです。

### 《生活改善と牛乳》

それにしても、あまり大きくない庫内とはいえ、入っているものはすべて飲み物、とりわけ牛乳と乳飲料の存在感がすごい、というのは、現代の感覚からするとなんとも不思議に見えます。生活感がないとでもいい



生活改善関係資料等  
(尾崎家文書〈防府市〉351)

昭和24年に第2代農業改良課長兼第14代農業試験場長となり、27年の生活研究室設置等、生活改善普及事業を推進した尾崎三雄による、同事業に関するメモです。

尾崎家文書(防府市)の中には、他にも多くの関連資料が含まれます。



ましようか。生活改善事業として紹介されている写真なのですが…。「生活改善」で冷蔵庫に焦点を当てるのはともかく、なぜ牛乳なのでしょう。

このことを考えるにあたり、興味深いのが、右の資料です。これは、昭和31年10月に山口県農業試験場から発行された、高見沢孝之編『農家の生活改善—食生活を中心とした—』の「(二) 食物と栄養」のくだりです。

当時問題視されてた慢性疲労対策として、農繁期に備え、「栄養の高い色々な食品缶詰やミルク、バター、牛乳などを取り入れること」を提案しています。当時、農家(日本人)の栄養状態について、タンパク質や脂質、ビタミンB群等の不足が指摘されていました。牛乳は、手軽にそれらの栄養を補える「完全食」として、摂取が推奨されていたのです。

この資料で注目したいのが、上記引用部分に赤鉛筆で線が引かれていることです。この資料を持っていた松田家は、阿武郡篠生村(現山口市)の農家で、農・林・畜産関係の団体の活動に関わったり、村会議員を務めたりしていました。この資料も、そのような活動のなかで入手され、読み込まれたものと考えられます。当時農家の台所にあまり馴染みのなかったこれらの食品の導入に、強い関心が持たれていたことが窺えます。

## 《冷蔵庫の使いみち》

資料内では、牛乳の取り扱い方についても言及しています。そこでは、細菌の繁殖を防ぐため、①しぼったらなるべく早く殺菌する、②殺菌はとろ火で、沸騰させないように行なう、③なるべく涼しい場所に保管する、の3点を求めています。

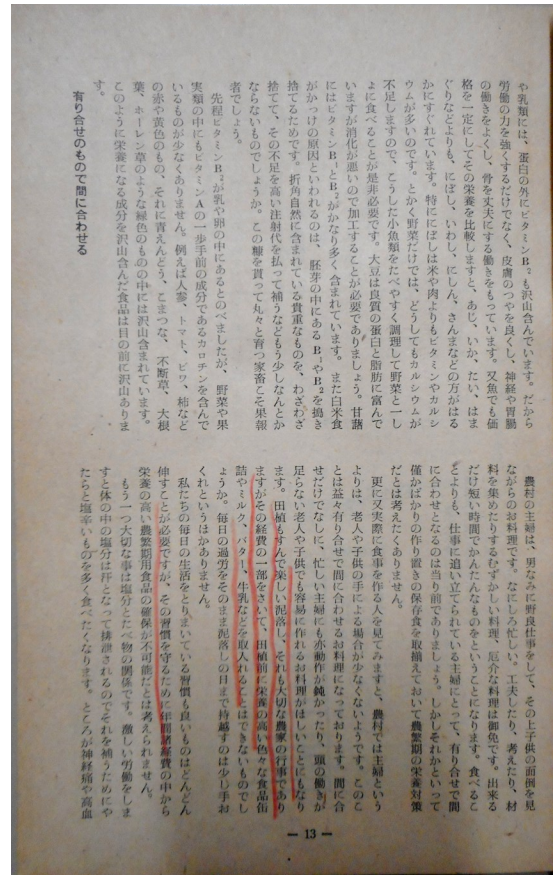
農家を対象としているからか、工場生産された牛乳ではなく、家畜か、近所で生産されたものを入手することを前提とした書き方であるのも興味深いですが、気になるのは③の保管場所です。牛乳を安全に保管するには冷蔵庫のようなものが不可欠なわけですが、『農家の生活改善』当時、冷蔵庫は販売開始直後であり、その後の普及率の伸びもいまひとつでした。特に農村部では普及が遅れたようです。

昭和39年の経済企画庁の統計をもとにした資料によると、全国の冷蔵庫の普及率は、非農家48%に対し、農家は14.5%と大きく差が付いています(「よりよい農家生活をめざして」(松田家文書129))。山口県も似たような状況だったようで、昭和40年3月の調査報告によると、都市部の影響が強い山口市小鯖地域では40%、都市へのアクセスが改善されて間もない山陽町厚狭地域(現山陽小野田市)では8%となっています(「生活改善普及教育計画」(1960年代農林726・727))。しかも、購入するような商品・機会が限られていたためか使途も明確だったとはいえ、比較的普及率が高いといえる小鯖地域でも、「冷ぞう庫の購入もふえてはいるが、中に食品があまり入っていない」状況でした。

このような背景を踏まえて前頁の写真を見直すと、牛乳・乳飲料が多く詰められていることも理解できるのではないのでしょうか。「冷蔵庫に、栄養価が高いが傷みやすい牛乳等を入れておくと、便利に、充実した食生活が送れますよ」ということを、この写真によって伝えたかったのでしょうか。

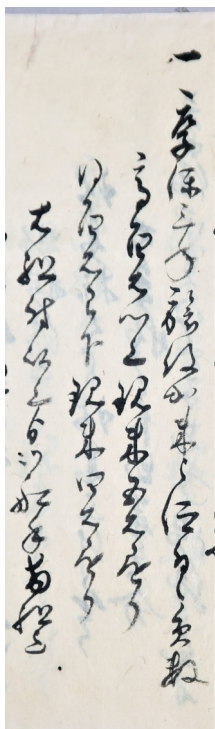
このように使用を推奨された冷蔵庫ですが、最後に興味深い記述を紹介します。『グラフやまぐち』No.2(昭和43年6月、1960年代企画1294)の「くらしのちえ」コーナー、「梅雨時の食品衛生」の一節です。

家庭用の冷蔵庫は空冷式のため外気温に影響されることが多く、夏季にはうっかりすると庫内温度が二十度近く上がることがありますので、いつまでも冷蔵庫に入れ放しは事故のもとになります。

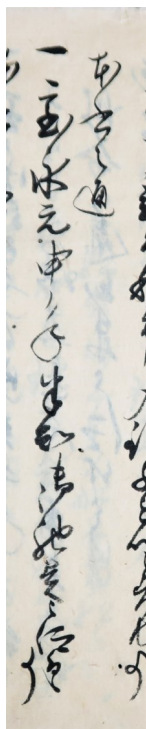


『農家の生活改善』(松田家文書116)

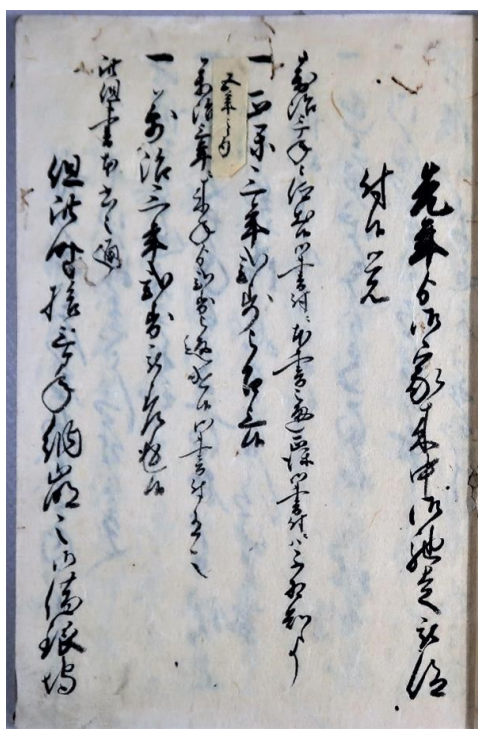




③



②



①



御馳走出米覚（毛利家文庫11政理12）

## 制度 ①

# 萩藩で馳走米がはじまる

### 《家臣はツライよ》

この資料は、享和2年(1802)頃に作成されたものです。内容は萩藩が家臣に課した馳走米についてまとめたものです。

馳走米とは、本来家臣の懐に入る収入を藩主に抛出して、財政難に苦しむ藩財政を助けたものです。「自発的」に行う寄附とは違い、有無を言わず実施されました。現代に置き換えると、会社や役所の従業員・職員の給与をカットし、会社や役所の経営難・財政難を支援するようなものでしょうか。

馳走米を藩へ抛出すと、各家臣の家政は圧迫され、それぞれの家計や召し抱える家臣（陪臣）の家計も圧迫されました。生活難に陥った家臣の多くは、借金を繰り返し、やがて家中役も勤められなくなっていました。江戸中期には、知行を藩が管理して借金返済を行い、自身は家中役を免除され、扶持を与えられて生活する扶持方成（ふちかたなり）という、不

名誉な事態に陥るケースもありました。

### 《正保の二歩減》

写真①には、「一正保三年(1646)式歩被召上候」とあります。これは、「正保の二歩減」と呼ばれ、家臣の知行の2割を召上げたものです。萩藩の財政難への対応について、重臣たちの意見も聞いた上での措置でした。

この措置により、例えば、高100石の家臣はその2割をカットされ、高80石となりました。当時の「免」（年貢率）5つ成で単純計算すると、 $80石 \times 0.5 = 40石$ となり、これが家臣の収入となります。通常なら50石なので、10石の減収となったわけです。

### 《家臣の収入の推移》

高100石の家臣の手取りは、次のように推移しました。

寛永検地以前は、7つ3歩でしたから、高100石の家臣は73石を得ました。寛永



御馳走出米覚（毛利家文庫11政理12）

享和2年(1802)頃、萩藩の馳走米の変遷についてまとめたものです。

18世紀初頭までは、制度について様々調整が加えられていたことがわかります。

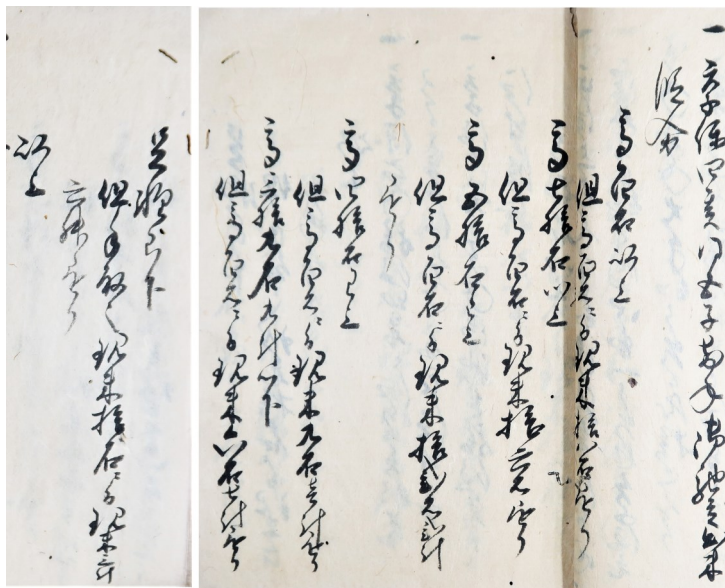
検地以後、5つ成となったので50石。さらに貞享検地以降4つ成となったので40石というように、免の変更によって家臣の収入はジワジワ切り下げられていたのです。

### 《半知の馳走》

冒頭の写真②には、

一宝永元申ノ年半知御馳走被仰付候事とあります。宝永元年(1704)、はじめて「半知」(5割カット)が実施されました。家臣にとって、大変厳しい措置でした。

これが連年実施されると、家臣の家政は厳しい局面に追い込まれることは容易に想像できるでしょう。



享保4・5年の馳走米段分

### 《旅役出米》

冒頭の写真③は、

- 一享保三年旅役出米被仰付候員数
- 高百石以上現米五石懸り
- 同百石已下現米四石懸り

とあります。家臣には、江戸番手をはじめ京都・大坂・長崎等々に出張を命じられることがありました。旅行や滞在の費用を、家臣個々に負担するのは大変です。初期から「助銀」「催相銀」などの名称で、旅役の勤不勤を問わず、家臣全体から集めていました。

この年から、「旅役出米」という名称で、家臣全体から米を集めて旅役に当たった家臣の費用を負担していこうとしました。享保3年(1718)以前の馳走米にも、旅役出米分も含まれていましたが、こうした名目を立てることによって、馳走米の5石分は旅役出米とし、家臣全体の必要経費と認識させることで負担感を和らげようとしたものです。

一享保四亥同五子両年御馳走出米段分
高百石以上
但高百石以上二付現米拾八石懸り
高七拾石以上
但高百石以上二付現米拾六石懸り
高五拾石已上
但高百石以上二付現米拾貳石式斗懸り
高四拾石已上
但高百石以上二付現米九石壹斗懸り
高三拾九石九斗以下
但高百石以上二付現米六石七斗懸り
足輕以下
但手取之現米拾石二付現米三斗六升懸り
以上

### 《馳走米段分（だんわけ）》

家臣の禄高は格差があり、一律の負担を求めると低位の家臣の負担はより大きくなります。享保4、5年の事例のように、下位にいくほど馳走米は逡減されています。

後期になると、

- 一高百石以上
- 但高百石二付、旅役出米五石
- 御馳走出米拾五石、以上貳拾石懸り

という書き方もされました。

馳走米は恒常化して、家臣の方の関心事は、もっぱら「何石懸り」という点になっていったようです。

取り上げた「御馳走出米覚」の冒頭には、「正保の二歩減」が記されていました。資料を作成した役人たちの認識は、馳走米という名称ではないものの、以来幕末まで続く「馳走米」の嚆矢であると認識されていたのです。





毛利重就の巡見関係記録、29冊（毛利家文庫6巡見事37～65）

制度 ②

# 萩藩主重就、領内巡見「はじめる」 (1)

## 《萩藩7代藩主重就》

萩藩6代藩主の死去に伴い、宝暦元年(1751)4月、長府藩主の毛利匡敬が本藩を継ぎ、7代藩主毛利重就となりました。約30年後の天明2年(1782)8月、重就は息子治親へ家督を譲り3年5月から三田尻に隠居しますが、寛政元年(1789)10月に65才で亡くなるまで、「大殿」として藩政に影響力をもち続けました。

その治世では、藩財政立て直しのために宝暦検地や山検地を実施、撫育方を設置したほか、国分寺金堂の寄進、三田尻御茶屋の大改築なども行いました。また、元就や輝元の年忌法要を大規模に実施したり、歴史・先例調査を専門に行う密用方を新設しています（シート21参照）。

## 《毛利家文庫・巡見事》

毛利家文庫6巡見事には、萩藩主が

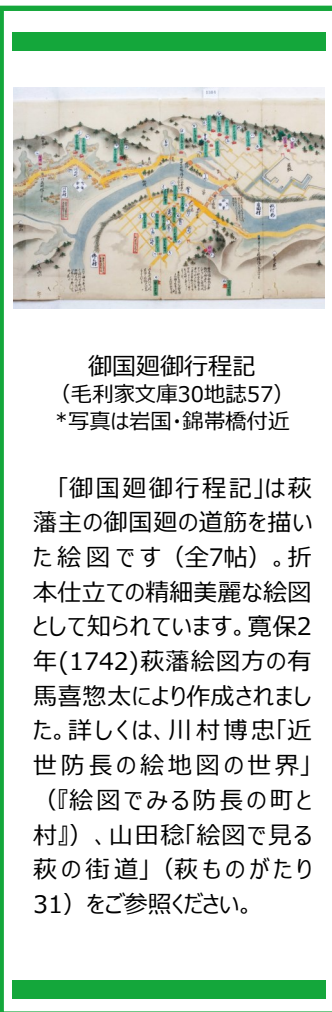
初入国時に行う「御国廻（おくにまわり）」の記録や、湯治や狩りを名目に藩主が領内巡見に出かけた際の記録があります。目立つのは重就関係の記録の多さです。重就が「はじめて」領内巡見に出かけたのは宝暦2年10～11月、湯治名目で前大津宰判深川（現長門市深川）へ行った時です。以後、寛政元年の「出萩」（三田尻→萩）まで、約40年間で26回の巡見をし、その記録29冊が残ります。他の藩主と比べ飛び抜けた多さです。

## 《巡見へ出る重就》

重就の巡見は単に回数が多いだけでなく、巡見先が多様なことも特徴です。

宝暦6年(1756)には阿武郡の生雲と徳佐（現山口市）、天明5年(1785)には上関・大島郡方面を巡見し、同年9～10月には長府・下関を訪れています。小郡、岐波、宇部、須々万へも狩りに出かけています。

前述のように萩藩主は初入国時、防長



御国廻御行程記  
(毛利家文庫30地誌57)  
\*写真は岩国・錦帯橋付近

「御国廻御行程記」は萩藩主の御国廻の道筋を描いた絵図です（全7帖）。折本仕立ての精細美しい絵図として知られています。寛保2年(1742)萩藩絵図方の有馬喜惣太により作成されました。詳しくは、川村博忠「近世防長の絵地図の世界」（『絵図でみる防長の町と村』）、山田稔「絵図で見る萩の街道」（萩ものがたり31）をご参照ください。

両国を巡見する「御国廻」を行うしきたりがありました。萩を出て時計回りに防長両国を巡るもので、新藩主が領内のようなすを知り、自らの威光を領内に示す貴重な機会でした。しかし、寛保元年(1741)6代宗広を最後に以後行われていません。経費や準備にかかる負担の大きさが理由と考えられます。

重就による領内巡見は、湯治や鷹狩など自らの楽しみのためである一方、領民に自らの姿を見せる場、威光を示す機会ともなったはず。「御国廻」こそ行いませんでしたが、領内各地への巡見を重ねることで、「新たな形の御国廻を始めたようとした」とも言えそうです。

### 《8代治親の巡見》

8代治親も、家督相続直後の天明4年(1784)10～11月、42日間もの巡見を行いました。そのルートは他藩主にはみられないものです。その行程を紹介しましょう（毛利家文庫6巡見事50・51）。

10月18日萩を発ち深川着、以後御茶屋に滞在しつ

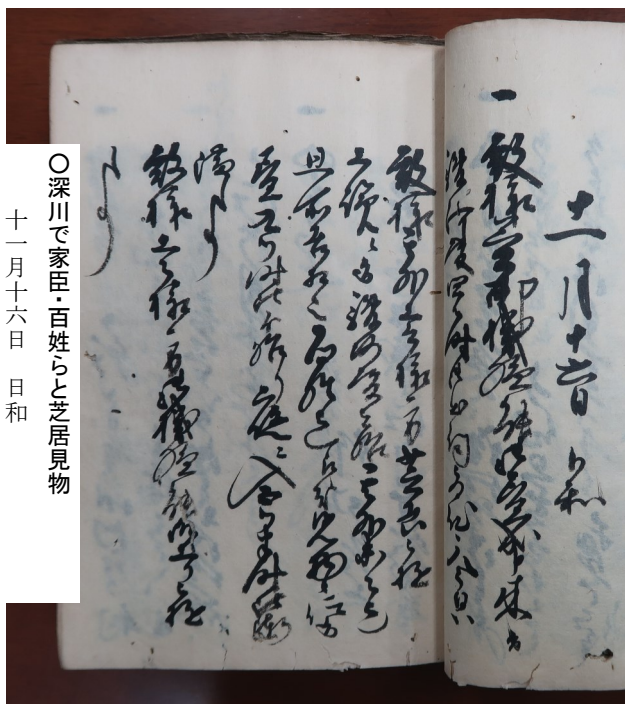
つ、狩りや大寧寺参詣、地下相撲や正明市祭礼踊などを見物。11月1～3日先大津宰判の河原（現長門市）へと足を延ばし大柵山で狩り。3日深川へ戻り、4日高寿者の御目通りを許しています。5日深川を発つと美祢宰判大田（現美祢市）へと進み同所勘場に泊、6日狩りに興じた後、7日山口へ。翌日山口を発つて小郡御茶屋に入り、9～11日と名田島新開で鷹狩。12日三田尻へ進み、28日まで同所御茶屋に滞在。鷹狩、芝居見物などを楽しみ、29日高寿者の御目通りを許した後、山口へ戻り、翌11月晦日萩に着きました。

この巡見は美祢郡大田を通る珍しいルートで、期間も長期でした（深川・三田尻の滞在期間が長い）。治親の巡見記録はこれのみですが、治世が寛政3年(1791)6月までの約10年間（うち帰国は4回）と短かったことも関係したでしょう。あるいは父重就にならい、もっといろいろな場所を巡見する気持ちがあったかもしれません。

表 毛利家文庫6巡見事に残る重就の巡見関係記録  
（宝暦2年～寛政元年／治親分は除く）

年代	西暦	期間	請求番号	文書名	冊数
宝暦2年	(1752)	10/21～11/12	6巡見事37	重就公始而御越 深川御湯治沙汰控	1
			6巡見事38	深川御湯治諸沙汰一件	1
宝暦4年	(1754)	9/22～10/12	6巡見事39	山口御湯治沙汰控	2
			6巡見事40	山口御茶屋御滞留御湯治控	1
			6巡見事41	山口御茶屋御滞留御湯治控	1
宝暦6年	(1756)	10/21～11/6	6巡見事42	生雲・徳佐御滞留御狩控	1
			6巡見事43	阿武郡辺御歩行沙汰控	1
			6巡見事44	生雲・徳佐御滞留御狩控	1
明和3年	(1766)	9/28～10/23	6巡見事45	山口・宮市・小郡御越之記	1
安永2年	(1773)	2/1～2/28	6巡見事46	深川御入湯之記	1
安永3年	(1774)	11/2～11/30	6巡見事47	深川御入湯日帳 付り御書付共	1
安永5年	(1776)	11/10～12/8	6巡見事48	三田尻御越之記	1
安永8年	(1779)	1/15～1/20	6巡見事49	重就公三田尻御越之記 日帳・御用状合冊	1
天明4年	(1784)	閏1/26～2/13	6巡見事52	三度目 大殿様御出萩南宛御滞留諸沙汰控	1
天明5年	(1785)	1/21～23	6巡見事53	御泊掛御歩行記録 定次郎様山口祇園会御見物御越一件共(小郡御越) 同上(上ノ関大島郡御歩行一件諸沙汰) 同上(大殿様小郡才判岐波・船木才判宇部御越控)	1
		2/22～3/1			
		7/20～24			
天明6年	(1786)	9/18～10/2	6巡見事54	大殿様・御内証様・熊五郎様 長府御越一件	1
		2/9～24	6巡見事56	大殿様御出萩南宛御滞留諸沙汰控	1
		2/晦～3/2 閏10/晦～11/3	6巡見事55	大殿様須々万・小郡・岐波 御泊掛御歩行記録(都濃郡須々万御越一件) 同上(大殿様小郡御越一件諸控)(小郡宰判岐波御越諸控)	1
天明7年	(1787)	9/11～晦	6巡見事57	大殿様・御新家様 御出萩諸沙汰控	1
		2/12～27	6巡見事58	御出萩一件	1
天明8年	(1788)	4/1～10	6巡見事59	湯田御湯治一件諸沙汰控	1
		1/15～18	6巡見事61	秋穂御越一件	1
天明8年	(1788)	4/21～25?	6巡見事62	山口御湯治記録	1
		9/4～27	6巡見事63	御出萩	1
		10/晦～11/3	6巡見事64	小郡御越一件諸沙汰控	1
寛政1年	(1789)	1/21～24	6巡見事65(4の1)	諸所御越一件(大殿様秋穂御越控)	1
		3/14～17	6巡見事65(4の3)	諸所御越一件(大殿様都濃郡須々万御越控)	1
		4/12～5/4	6巡見事65(4の4)	諸所御越一件(大殿様・熊五郎様・御内証様・御新家様 山口御入湯控)	1





○深川で家臣・百姓らと芝居見物  
十一月十六日 日和  
(前略) 今日ハ  
殿様其外上々様方芝居被遊  
上覧候付、駿河殿を始其外末々迄、  
且所居相之百姓迄えも見物被仰付、  
昼九ツ時頃方始り、夜二入五ツ半時頃漸  
満候事  
殿様・上々様方御機嫌能御上り被遊  
候事



「深川御入湯日帳」より安永3年（1774）11月16日条（毛利家文庫6巡見事47） **制度 ③**

## 萩藩主重就、領内巡見「はじめる」

### (2)

#### 《藩主時代の巡見》

重就は萩藩主の座にあった宝暦元～天明2年(1751～82)の32年間で計8回巡見に出ています。以下概要を紹介します（各記録の請求番号はシート9参照）。

#### ①宝暦2年「深川御湯治沙汰控」

宝暦2年(1752)6月1日初入国した重就による初巡見です。10月21日萩を発ち、深川の御茶屋（現長門市）に到着。以後同所に滞在し、翌月12日萩に帰るまでの21日間でした。この間、正明市、三ノ瀬（現長門市）などで狩りをしたり、瀬戸崎で捕鯨を観ています。11月2日は「三隅豊原神事踊り」を上覧、5日は孝行人2人、高寿者5人に御目通りを許し褒美に米銀を下賜しています。

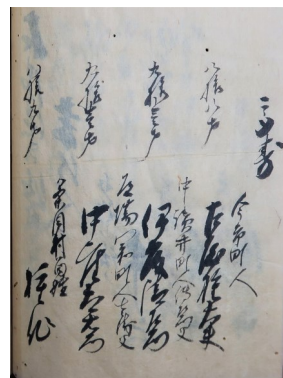
#### ②同4年「山口御湯治沙汰控」他

宝暦4年4月帰国した重就は、9～10月山口・小郡方面を巡見します。9月22日萩を発ち、同日山口御茶屋着。翌日

から平蓮寺で鷹狩、長者山での茸狩（松茸狩り）、山口諸寺社の拝謁などの後、25日「はじめて」湯田で入湯しました。26日小郡へ行き、29日まで同御茶屋に滞在、狩りに興じています。29日山口に戻ると、禅昌寺や朝田での狩り、高嶺登山、吉敷の瀧見物などのほか、5日には「祇園祭礼之節之踊」（祇園祭の鷺舞）を上覧、8日地域の孝行人・高寿者に御目通りを許し米銀を下賜しています。12日、警護などを務めた在郷諸士たちに御目通りを許して労をねぎらい、萩へ戻りました。全20日間。随行は73名ほどでした。

#### ③同6年「阿武郡辺御歩行沙汰控」他

宝暦6年5月23日に帰国した重就は、10月21日～11月6日に阿武郡生雲・徳佐で狩りに興じています（15日間）。狩りで同地を訪れた藩主は重就だけです。生雲本陣は庄屋大谷忠左衛門宅、徳佐本陣は椿九兵衛宅でした。帰萩前



孝行人・高寿者への褒賞

藩主巡見時には地域の孝行人や高齢者への褒賞イベントがつきものでした。宝暦4年の山口巡見の場合、10月8日に孝行人3名、高齢者10名に御目通りを許し、前者に米1俵、後者に銀3両を下賜しています。高齢者は80～90才代（最高齢は96才）。重就は彼らに、「何か古いことを覚えておらぬか？」と尋ねています（毛利家文庫6巡見事40）。

日の5日、奥阿武宰判内の孝行人1名・高寿者4名へ褒賞の米銀を下賜しています。

#### ④明和3年「山口・宮市・小郡御越之記」

宝暦11～14年(1761～64)に実施した宝暦検地の影響か、③以降10年ほどは巡見はありませんでしたが、明和3年(1766)9～10月、重就は山口・宮市・小郡へ出向きます。久しぶりの巡見です。

9月28日重就は澄姫（6女）と長屋様（側室）を伴い萩を発ち山口御茶屋へ。湯田での湯治、小鯖での猪狩り、長者山での松茸狩り、寺社参詣、吉敷の瀧見物、「天神踊り」見物などで過ごしています。

10月14日重就は防府宮市へ足を延ばし、16日天神祭りを見物。18日宮市を発ち、鷹狩をしながら小郡御茶屋へ。小郡滞在中は水車や「百間口」を見物。22日小郡を発ち山口に戻り、その夜は山口の「子とも踊（子供踊り）」を上覧しています。23日、山口を発ち萩に戻りました（30日間）。

#### ⑤安永2年「深川御入湯之記」

#### ⑥安永3年「深川御入湯日帳」

重就は安永2年(1773)2月、翌3年11月と続けて深川へ出かけています。2年時は澄姫と長屋様、3年時は「上々様方」（側室たち）を伴いました。

安永2年は2月1日に萩発、同日深川御茶屋着。以後、大寧寺参詣、四ノ瀬、青海島などで狩り、鷹狩、瀬戸崎で捕鯨見学、黄波戸浦で「かづら網」見学のほか、「三隅踊り」「正明市祭礼おどり」なども上覧しました。19・20日は重就が「お忍にて」（当役のみ随伴）深川の山を歩き、18日には澄姫も瀬戸崎を散策しています。28日帰萩。計28日間。

翌3年11月2日萩発、深川着。以後、大寧寺参詣、三ノ瀬、正明市への歩行、芝居見物、「先大津おどり」の上覧、加えて仙崎周辺の孝行人・高寿者の御目通りを許し、褒賞しています。15日、澄姫は「真のお忍び」（まったくの隠密行動）で「子共芝居」を見物しています。なお、9日掛淵浦に漂着した朝鮮人漁船があり、24日重就が仙崎でこの船を視察しています。30日帰萩。計29日間。

ちなみにこの巡見以前、明和6年(1769)には萩城天守の大修築、同7年は元就200回忌法要、8年は嫡子治親と御三卿田安宗武娘の婚儀、安永元年は江戸藩邸焼失と年々膨大な出費が続いていました。

#### ⑦同5年「三田尻御越之記」

安永5年11～12月、山口・三田尻・小郡を巡見しています。雅姫（長姫・9女）と「上々様方」（側室長屋様・於千三様）も同行します。11月10日萩を発ち山口で一泊後、11日三田尻へ。以後翌月1日まで重就は、御船倉、天満宮、羅漢寺、国分寺、阿弥陀寺、西の浦、大崎などを訪れ、27日は郡司家で鐘鑄造作業を視察。この間3日ほど鷹狩にも興じています。姫様や側室たちは中関で芝居を見物したり、御茶屋で宮市祭礼時の踊りを上覧しています。12月1日重就は小郡へ。鷹狩のためです。3日小郡を発ち山口へ（姫様たちは3日まで三田尻滞在、同日山口へ）。5日「山口市中之踊」を御茶屋で上覧、6日名田島の高齢夫婦に御茶屋で御目通りを許し、米銭・金を下賜。7日瑠璃光寺参詣。8日帰萩、計29日間の巡見でした。

#### ⑧同8年「三田尻御越之記」

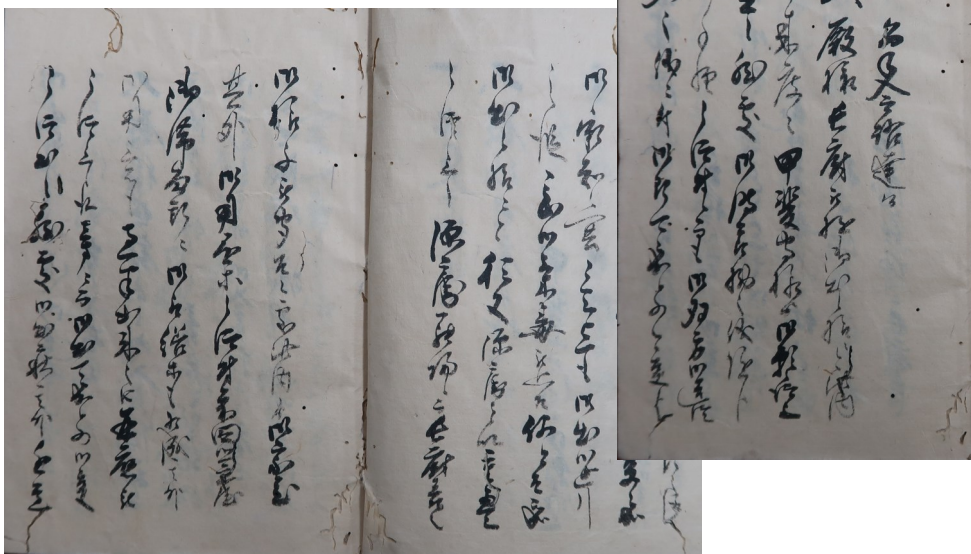
安永7年(1778)9月21日に萩に帰城した重就は、10月12日、藩財政窮迫のため家臣へ10年間の半知（禄高半分の収公、藩への召し上げ）を命じました。ところが、年明け1月15～20日の6日間、重就は萩を発ち三田尻に滞在します。鷹狩のためでした。家臣へ半知を命じる一方、鷹狩に興じる重就。家臣の批判も強かったでしょう（参照：『山口県史だより』第33号「馳走米－藩士の視点－」）。

#### 《巡見する藩主重就》

藩主時代の重就は、深川方面3回、山口・三田尻・小郡方面4回、生雲・徳佐方面1回出向いています。狩り、湯治、寺社参詣、名所見物、「御忍び」の歩行など、保養・レジャー（息抜き）の意味が強かったことはもちろんです。一方、各地の孝行人・高寿者への褒賞イベントなど、領民に藩主の威光を示し、善政を印象付ける場、政治的ショーとしても利用されています。各地で祭礼踊りや子供踊りを鑑賞しているのも興味深い点です。庶民芸能にも関心を示し、それを愛でる親しみある藩主の姿勢をアピールできたのではないのでしょうか。

一方この時期、藩財政的には、膨大な出費が強いられた出来事が続き、家臣たちに半知を強いていました。そうした状況下、藩主の度重なる巡見に対しては、家臣たちからきびしい目が向けられていたことでしょう。





「長府御越一件」より萩藩当役国司備後書状（毛利家文庫6巡見事54）＊シート裏参照

## 制度 ④

# 萩藩主重就、領内巡見「はじめる」

(3)

### 《大殿時代の巡見》

天明3年(1783)5月、藩主の座を譲った重就は三田尻に隠居します。「大殿」重就は、亡くなる寛政元年(1789)10月までの6年半の間、18回もの巡見に出ています。以下、概要を紹介します。

#### ①天明5年「上ノ関・大島郡御歩行一件諸沙汰」

天明5年2月～3月の9日間、上関から大島郡を巡見しています。

2月22日三田尻を発ち、途中、戸田村の光西寺、富田、櫛ヶ浜で休憩しながら下松西市に着き、本陣林彦右衛門宅で泊。翌日室積普賢寺に立ち寄った後、海路上関へ進み同所御茶屋に着。24日室津山で鹿狩りに興じ、25日上関から大島の小松開作へ渡海、陸路で久賀本陣へ着。26日久賀を発ち、途中狩りをしながら安下庄へ。本陣は中司喜左衛門宅。翌日は精進日のため狩りはせず散策

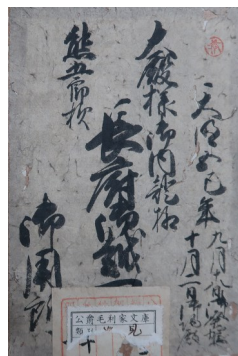
のみ。28日安下庄を発ち、狩りをしながら小松開作に戻り同所泊（本陣は矢田部左衛門、同幸介宅）。29日渡海し遠崎着、波野を通り下松西市本陣で泊、翌3月1日櫛ヶ浜から海路福川へと渡り、三田尻に戻りました。

船での移動を交え、上関から大島を巡った重就。狩りに興じ、春の瀬戸内海の風景を楽しんだことでしょう。

#### ②天明5年「長府御越一件」

天明5年9～10月、重就は疱瘡を患った長府藩主毛利匡芳（重就5男）の見舞いという名目で長府を訪れます。長府藩の強い要請によるものでした。側室（御内証様）と8男熊五郎が随伴しています。

9月18日三田尻を発った一行は小郡、吉田で1泊し、20日長府本陣着。21日長府御館で歓迎の宴が催されました。22日は相撲見物の予定が悪天候で中止。23日前田御茶屋へ移り、24日長府藩



処罰を許された子どもたち

天明5年10月2日長府から戻る重就一行が小郡宰判台道村岩淵を通った時のことです。百姓の子・三次郎と市松が一行の行列から見るところで馬に乗っていたことが問題視されました。失礼な振る舞いとされ、本来処罰されることでしたが、「幼少者」ということでお咎め無しとなり、小郡代官にその旨が伝えられました（長府御越一件）。「慈悲深い大殿様」を領民にアピールできたことでしょう。

主匡芳とともに住吉神社に参詣。29日にかけて下関で鷹狩をしたり、阿弥陀寺・亀山八幡宮へ参詣しています。「岩見屋遊女共道中」も見ています。晦日帰路につき、吉田、小郡で1泊、10月2日に三田尻帰着。萩藩主を継いだ後、はじめての「里帰り」、15日間の旅でした。

### ③天明5年・8年「小郡行」

### ④天明8年・寛政元年「秋穂御越」

小郡や秋穂には鷹狩でたびたび出かけています。小郡は天明5年1月21～23日、同8年10月晦日～11月3日の2回、秋穂も天明8年1月15～18日、寛政元年(1789)1月21～24日の2回。「三田尻・小郡は場所も近く、大殿様は自身の鷹場のように思っておられる」(『三田尻御沙汰』上 P28)ともされ、お気に入りの手近な鷹場だったようです。

### ⑤天明5年「岐波・宇部御越控」

天明5年7月には岐波村・宇部にも出かけています。20日三田尻を船で発ち、丸尾崎(現宇部市)に上陸し岐波村(前同)へ。同所で狩りに興じ、22日宇部村へ。本陣は教念寺。同地でも狩りを楽しんだでしょう。24日三田尻に戻りました。なお、天明7年7月にも岐波・宇部での鷹狩が計画されましたが、激しい暑さのため中止されています。

### ⑥天明6年・寛政元年「都濃郡須々万御越一件」ほか

都濃郡須々万(現周南市)へも狩りに出ています。天明6年2月晦日三田尻を発ち福川経由で須々万へ。ところが、翌3月1日はあいにく雨で狩りができず、翌日三田尻に戻りました。3年後の寛政元年(1789)3月、須々万での狩りが実現します。14日三田尻を発ち前回同様福川経由で須々万へ。堀与兵衛宅が本陣でした。15・16日と猪狩りに興じ、17日三田尻に戻っています。

### ⑦「御出萩南苑御滞留諸沙汰控」ほか

萩へは天明5年・寛政元年を除き、毎年1度、三田尻から出向いています(出萩)。2月もしくは9月、多くは16～20日程度(もっとも長い時には24日間)、南園御茶屋に滞在しています。

### ⑧「湯田御湯治一件諸沙汰控」

山口は萩への行き帰りに1泊する場所ですが、湯治を兼ね山口にのみ出向いた例もあります。天明7年4月1日、小郡で狩りの後、山口へ行く計画でしたが、悪天候で小郡行きを中止、直接山口へ赴き10日まで滞在しました。翌8年も4月21～25日山口に滞在しています。

寛政元年4～5月の場合は22日間とかなり長期間山口に滞在しています。4月12日、8男熊五郎、側室(御内証様・新家様)を伴い山口へ。それから5月4日までの間、氷上山、多賀社、常栄寺、周慶寺などへ参詣、荒神山での猪狩り、平蓮寺での鷹狩、山口の子供踊りや吉敷芝居の見物、鰐石での蛸狩りなど、山口での長期滞在を楽しんだ様子がみてとれます。重就にとってこれが最後の領内巡見になりました。半年後の10月7日、重就は三田尻で65才の生涯を閉じています。

### 《巡見する大殿重就》

大殿重就は、萩・山口・小郡のほか、上関・大島、長府・下関、須々万、秋穂、岐波・宇部など、より多くの場所に出向いている点が特徴です。藩主時代とは異なり、自らの鷹狩のため、あるいは、息子・娘・側室らを楽しませるため、という面が強いです。ただし、藩主治親に代わり、藩主家の威光を領内に示すという役割も十分果たしたことでしょう(コラム参照)。

◇重就の長府行きの際を記す萩藩当役国司備後書状(天明五年六月十九日、シート冒頭写真)

一筆令啓達候

大殿様長府被遊御出候様ニと此内

已来度々(長府藩主毛利重考)甲斐守様方御願被仰上

置候、然處御時節柄之儀随分

御手輕被仰付候而も御双方御造作

入之儀ニ付御断可被成との事ニて

(萩藩使者)小幡源兵衛長府被差越御断之趣

被仰入候処、至極御尤之御事被成

御承知候へ共、是迄も御出御延引

之段甚御氣毒被思召、何とそ被成

御出候様ニと猶又源兵衛を以重疊

被仰上候、源兵衛罷帰候而長府表之

御様子被聞召候處、此内方御家老

其外御用懸等被仰付、前田御茶屋

御滞留所ニ御取繕等も相成、其外

御用意も過半出来之由、再応被

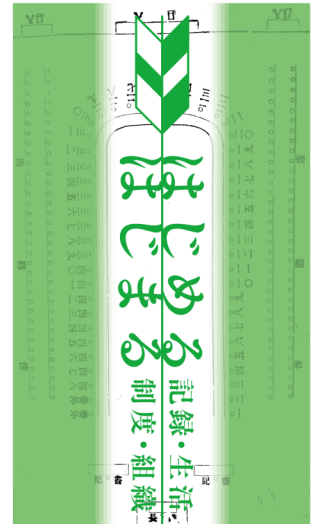
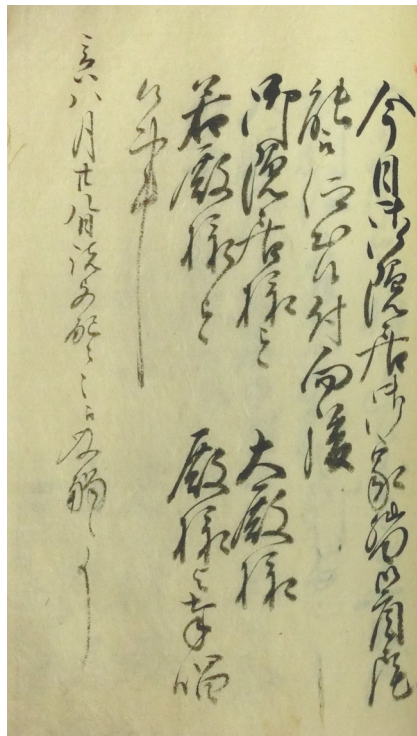
被仰上候儀旁ニ而、御出可被成との御事

被仰出候(下略)

◆当役国司から当職佐世死ての書状です。長府藩主が重就の来藩を望んだことに対し、萩藩側は「双方の負担になるから」といった断りの使者を派遣しましたが、再度長府藩から強い要望があり(これまでも延期とされた)、結局重就も長府行きを決定したという経緯であったようです。



今日、御隠居・御家督御首尾  
 能被 仰出候付、向後、  
 御隠居様を 大殿様、  
 若殿様を 殿様与奉唱  
 候事、  
 寅八月廿八日、諸支配々々江及触候事、



御隠居御家督諸沙汰控（毛利家文庫43美目3（2の1））

制度 ⑤

## 「殿様」と呼ばれはじめる（1）

《「殿様」と呼ばれるタイミングは？》

江戸時代の武士たちは、自らの主(あるじ)をどのように呼んでいたのでしょうか。呼び方は「殿様」「大守様」「御屋形様」「旦那様」など、階層や地域によって様々でした。声に出された表現は時代を経ると知るすべは限られてしまいますが、文字に残った表現であれば、今日でも多くを目にすることができます。萩藩の場合、家臣が藩主を「殿様」と呼んで(=表記して)いたのが一般的です。

それでは、家臣は藩主となる人物をどのタイミングで「殿様」と呼ぶ(文書に書く)ようになるのでしょうか。残された記録を紐解いてみましょう。加えて、将来藩主となる後継者(若殿様)や、隠居した元藩主(大殿様)にも目を配ってみたいと思います。

《「殿様」と「大殿様」》

まずは藩主隠居に伴い、新藩主が誕生した事例を見てみます。取り上げるの

は、萩藩7代藩主の毛利重就(はじめ「しげなり」、後に「しげたか」)からその子治親(はるちか。はじめは「治元」と名乗るが煩雑を避けて「治親」で統一)への継承事例です。

天明2年(1782)8月23日、歳を重ねて体調にも不安を感じていた重就は、自身の隠居と子息治親への家督相続を幕府に対して願いました。

8月28日、幕府は重就の願いを聞き入れて、治親への家督相続を認めました。

このことは、国元・萩にも知らせる必要があります。江戸にいた宍戸就年らが萩の毛利就明らに報じた書状によれば、この日をもって御隠居様となった毛利重就を大殿様と、家督を継いだ治親を殿様と称するよう家来に伝える旨、依頼しています。

同時に、江戸屋敷の人々に対しても、重就＝大殿様、治親＝殿様と呼ぶよう触れが出ています(上の写真)。つまり、幕府に家督相続が認められた日をもって、新藩



毛利家文庫43美目

毛利家文庫43美目は、萩藩の歴代藩主(将来藩主となる人物等も含む)の元服、将軍への初御目見え、家督相続、官位昇進、将軍代替わりに伴う領知判物受領などの記録類で構成されるシリーズです。なお、13代慶親(敬親)に関するこの類の記録は、4忠正公に含まれていません。

主を「殿様」と呼ぶようになったと言えるのです。

### 《「殿様」になるタイミング》

次に前藩主が死去したことにより新藩主が誕生した事例を見てみます。

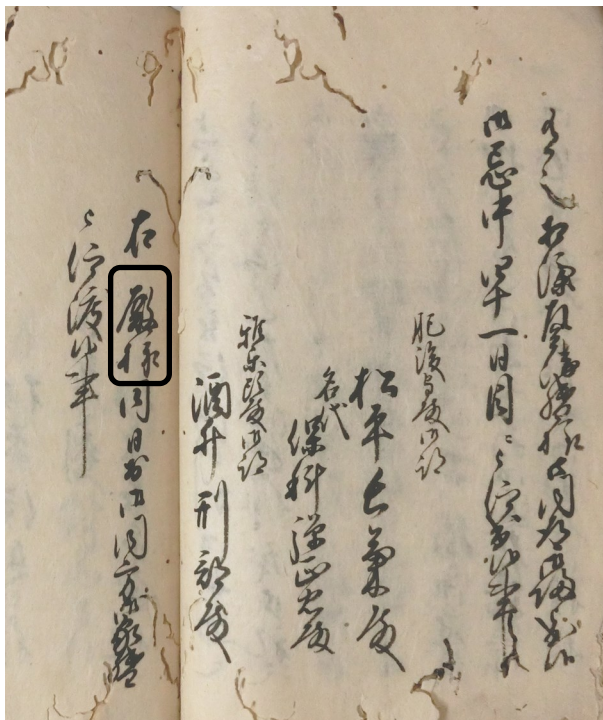
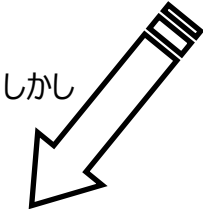
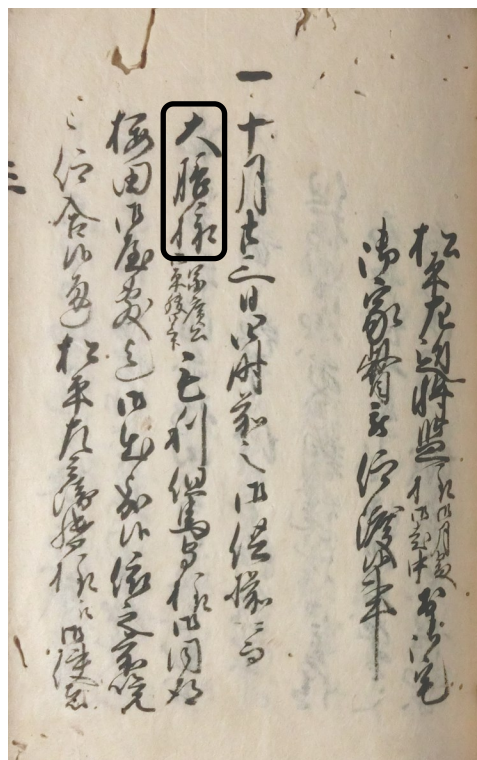
5代藩主毛利吉元は、享保16年(1731)9月13日、江戸で死去しました。後継者は宗広(大膳)ですが、資料を読んでいると、吉元没後もしばらくは「大膳様」と呼ばれています。彼が「殿様」と呼ばれるようになったのは、同年10月23日以降のことです。

この10月23日は、宗広が幕府老中の松平乗邑(のりさと)邸に召し出され、家督相続を認められた日に当たります。さらに23日の動静を細かく追うと、麻布屋敷にいた

宗広は、桜田屋敷に到着した際は、まだ「大膳様」と呼ばれています。また、桜田屋敷を出立し、松平邸へ向かう時も変わりません。ところが、松平邸に入り、父吉元同様に防長両国を相違なく継承を認める將軍の意が伝えられると、「大膳様」が「殿様」と呼ばれるようになりました。まさにこの瞬間、新たな「殿様」が誕生したので(下の写真)。

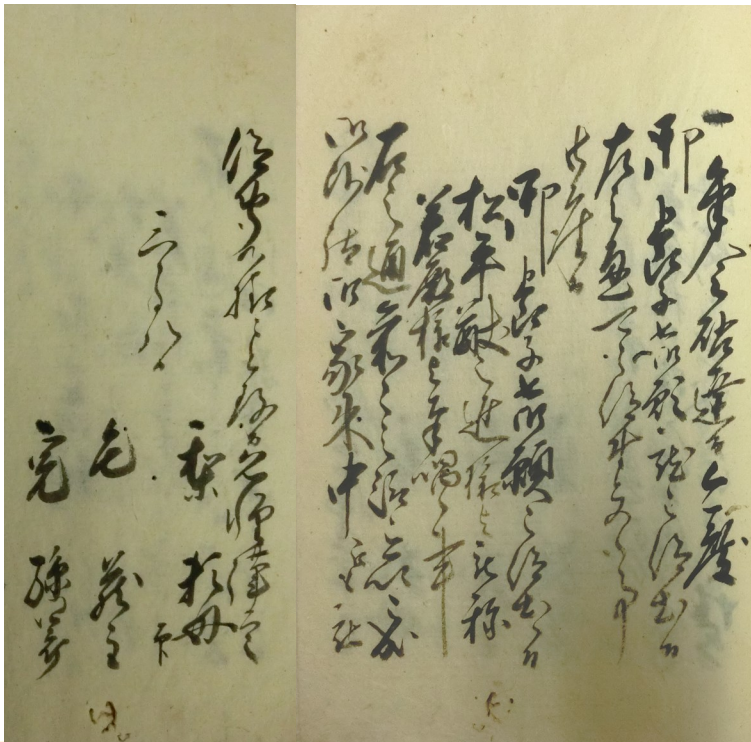
こうして見ると、幕府の承認を待って新たな「殿様」と呼ばれるようになったことがわかります。それは、前藩主の隠居や死去といった、萩藩側の事情が優先されるわけではなかったのです。

宗広公御家督一事控(毛利家文庫43美目7(4の1))より。  
右の写真は享保16年10月23日、宗広が桜田屋敷に向かった時の記述です。四角枠にあるように、「大膳様」と記されています。

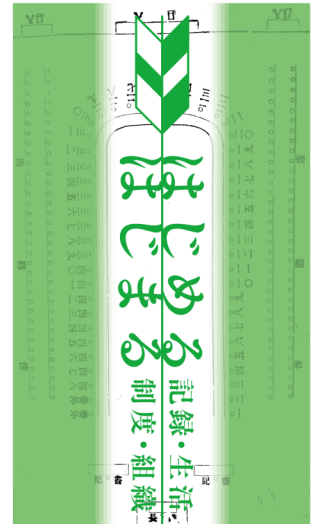


家督相続を許された後は、「殿様」と呼ばれています(左の写真、四角枠部分)。示した部分は、宗広と同日に家督相続を許された大名の名が挙がっています(陸奥国会津藩主の松平長菊(後、容貞)と、上野国厩橋藩主の酒井忠恭です)。





猷之進様御養子一件（毛利家文庫4忠正公13）



⇒ 13

制度 ⑥

## 「殿様」と呼ばれはじめる（2）

### 《「若殿様」の場合》

将来の藩主となる子の事例を、実子と養子のケースでそれぞれ見てみましょう。

まずは実子の事例に、9代斉房を取りあげます。彼の幼名は義次郎(義二郎)と言いました。父は8代治親、生母は側室の小泉氏です。

治親は正室との間には男子が恵まれなかったことから、義次郎を正室の「御養」とすることになりました。「御養」とは、正室出生の子同様の立場とすることです。

天明4年(1784)4月7日、義次郎を正室の「御養」として嫡子としたいことにつき、萩藩は幕府に対してその許可を求めたところ、翌日、幕府からそれを認可する旨回答がもたらされました。すると萩藩では、それまで「義次郎様」と呼んでいた彼を「若殿様」と呼ぶようになりました。

斉房は正室への「御養」願いを出しましたが、治親の実子であることに変わりはありません。

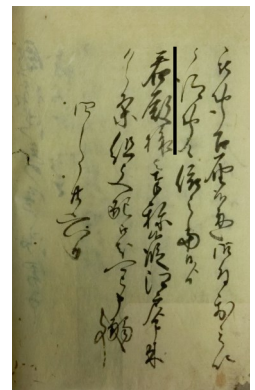
そこで、養子の事例を13代慶親(敬親)で見ることになります。

天保7年(1836)、萩藩では9月に11代斉元が、12月には12代斉広(なりとう)が相次いで死去します(隠居していた10代斉熙も5月に死去)。特に斉広は藩主となって1ヶ月も経たずに亡くなってしまいました(12月29日)。このままでは跡継ぎ不在を理由に、減封や御家断絶も危惧される事態ことから、その死は伏されることになりました。

跡継ぎについては、斉元の子である猷之進を立てることとなり、手続きに入ります。

萩にいた猷之進は翌天保8年3月2日に江戸に到着します。同月5日には早くも斉広(表向きは病氣療養中)の養子とした旨幕府に届け出を行いました。幕府は8日、それを了承する旨回答しました。

すると藩内には、この時をもって「猷之進様」は「松平猷之進様」と申し上げるこ



義次郎様(斉房公)御嫡子成御届一件之記  
(毛利家文庫46吉凶152)

本文にある義次郎(斉房)の記録です。この前に、義次郎を御前様(正室)の養子とした上嫡子としたい旨届け出たとあります。そしてこの部分で、それが了承されたことから、義次郎を「若殿様」と呼ぶように、とあります(傍線部)。

そして彼を「若殿様」と称するよう指示が出されました。「松平」は、藩主とその跡継ぎにのみ名乗ることが許されるもので、これにより、内外ともに猷之進は齊広の後継者となったわけです。

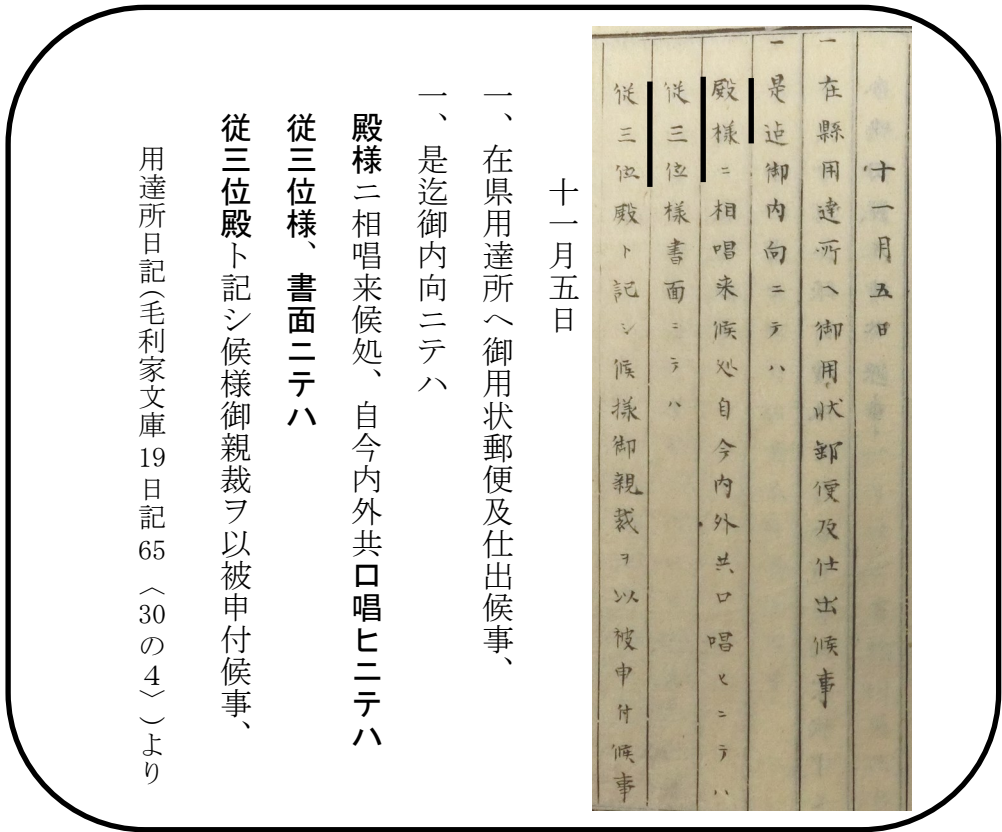
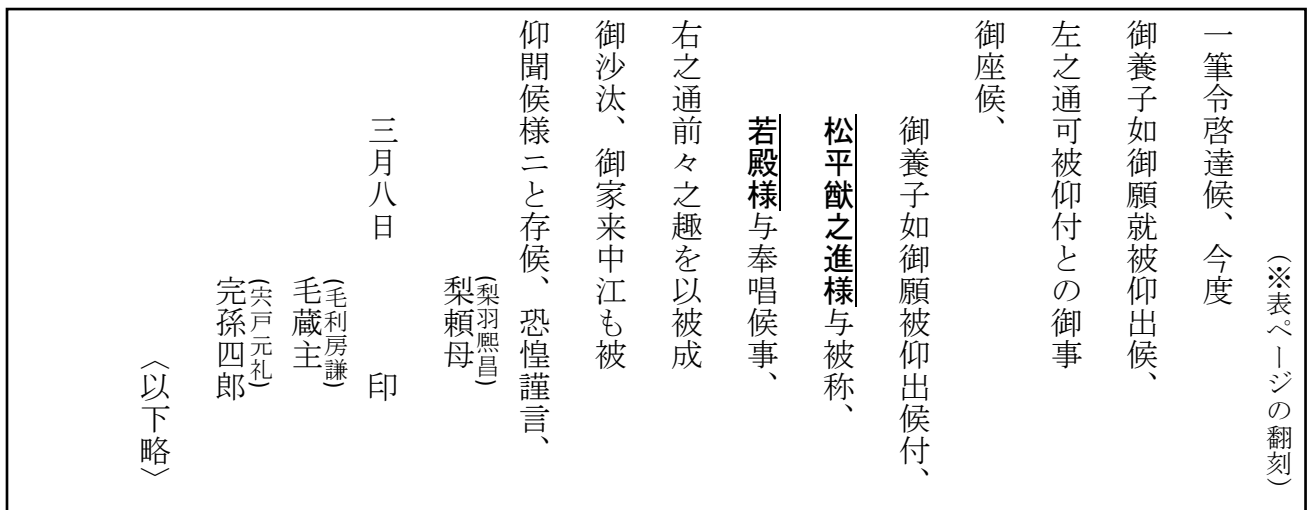
なお、齊広の死は3月15日に公表され、萩の大照院に葬られました。

### 《「殿様」呼称の終焉》

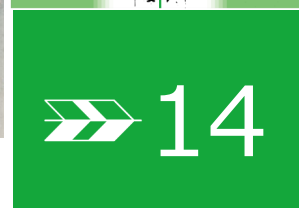
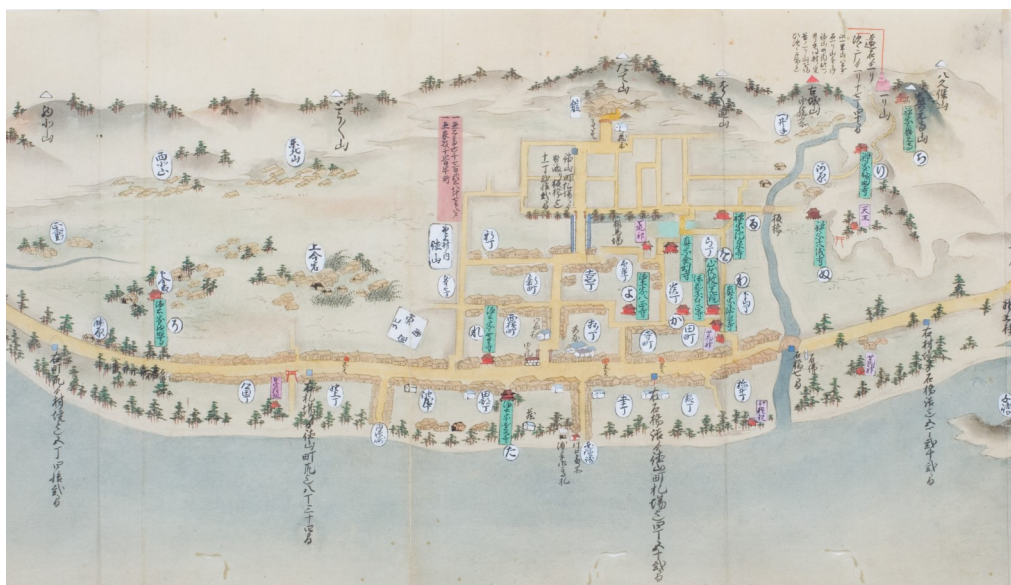
江戸時代を通して萩藩主は「殿様」と呼ばれ、明治維新以後も、毛利家の当主は「殿様」と内々では呼ばれ続けていました。

時に明治10年(1877)11月5日、これ以降、当主の毛利元徳に対して「殿様」と呼ぶのをやめて、以後、口頭では「従三位様」、書面では「従三位殿」と称するよう指示が出されました(下の写真)。「従三位」は元徳の位階に由来するものです。そのため、昇進すれば「従二位様」や「従二位殿」のように変化します。

このタイミングでの呼称変更の事情は今のところ詳らかにできませんが、明治維新後、10年にわたって毛利家当主を「殿様」と呼び続けていたことは興味深いことです。







徳山 (毛利家文庫30地誌57 御国廻御行程記(5))

制度 ⑦

## 「徳山城」のはじまり (1)

### 《一国一城令》

「一国一城令」。学校の授業で耳にし、記憶している方も多いと思います。一言で言えば、江戸幕府による大名統制の一環として、大名の領国の中には、居城以外の城の存在を認めない制度との説明になるでしょうか。

これが出されたのは元和元年(1615)。徳川幕府が、緊張関係にあった大坂の豊臣氏を軍事的に滅亡させた後の時期のことです。こうした指令が出たことは、それ以前は大名の領国内には複数の城が存在していたことを意味します。

そこで幕府は、残置の許可を得た場合を例外として、大名の居城以外の城を破却するよう命じたのでした。

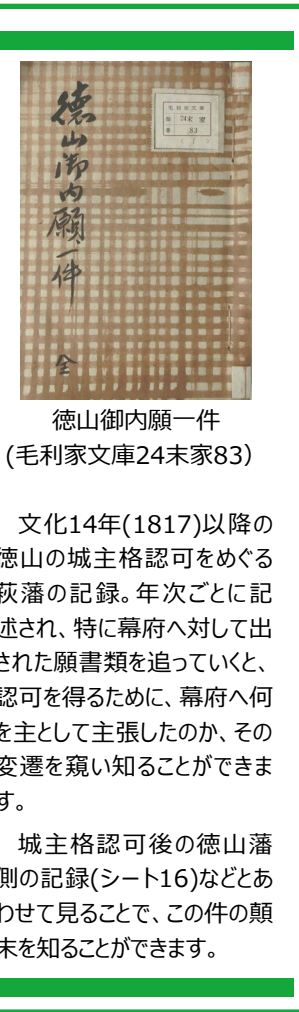
萩藩にもその指令が届いています。次ページの写真は写しですが、江戸幕府の加判衆(後の老中)から萩藩主毛利秀就に宛てた奉書(主君の意を家臣が自身の名で発する文書)です。ここでは、秀就の

居城(=萩城)以外の破却を命じています。その結果、岩国にあった岩国城、山口にあった高嶺城、長府にあった串崎城が破却されたとされています。

ところで、長府や徳山は「城下町」と銘打って、観光地として、あるいは街歩きのコースとして、現在注目されています。萩藩主毛利氏の居城のあった萩以外の地が「城下町」と言うからには、その地に「城」がある必要があります。いつ、長府や徳山に「城」が「できた」のでしょうか。ここでは徳山を例に見てみましょう。

### 《徳山「館」》

徳山藩は、元和3年(1617)、毛利輝元が次男就隆に3万石を分け与えたことに始まります。はじめは下松(現下松市)を居所としましたが、慶安元年(1648)、都濃郡野上への移転願いが幕府に認められ、同3年には当地を徳山(現周南市)と改称しました。以後、一時の藩断絶期間を除き、藩主毛利氏は代々、徳山の地を居所



徳山御内願一件 (毛利家文庫24末家83)

文化14年(1817)以降の徳山の城主格認可をめぐる萩藩の記録。年次ごとに記述され、特に幕府へ対して出された願書類を追っていくと、認可を得るために、幕府へ何を主として主張したのか、その変遷を窺い知ることができます。

城主格認可後の徳山藩側の記録(シート16)などとあわせて見ることで、この件の顛末を知ることができます。

としました。なお石高は、藩成立当初は3万石から後に4万5千石へ増加するものの、藩の断絶・再興後は3万石を公称しています。

慶安期の徳山移転にあたり、藩では「館」を建築しています。徳山藩と同じくらいの石高、5万石に満たない大名は、「城」ではなく「館」(陣屋とも)を持つ家が多かったようです。もちろん例外もあって、例えば津和野藩(藩主は亀井家。現島根県津和野町)は、石高は4万3千石と5万石に届きませんが、「津和野城」を持っています。このように、「城」を持つ大名は「城持」と言われ、「城持」であるか否かは、大名を区分するポイントのひとつでもありました。「城持」の方が格式が高いことから、「館」を持つ大名の中には「城持」となるべく努力した者もあって、後述のとおり、

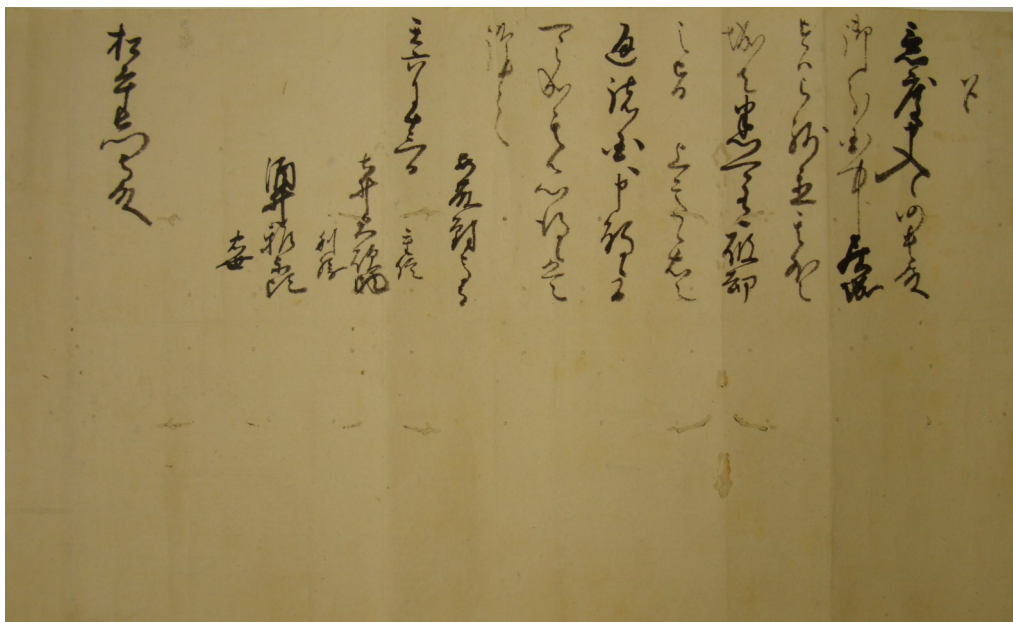
徳山毛利家もその一人でした。

### 《目指せ「城持」!》

徳山毛利家も、「城持」となるために、様々な努力や各所との交渉を積み重ねる必要がありました。目的を達成するためには長い年月を要することになります。

ただし、城を新たに築城して城主となるのではなく、「城持」と同格の「城主格」を目指すことになります。時の徳山藩主は8代広鎮(ひろしげ)です。

シート15と16で、その歩みを御紹介しましょう。



以上、

急度申入候、仍貴殿

御分国中居城

をハ被残置、其外之

城者悉可有破却

之旨 上意候、右之

通諸国へ申触候間、

可被成其御心得候、恐々

謹言、

安藤対馬守

(元和元年11一六二五)

閏六月十三日 重信

土井大炊助

利勝

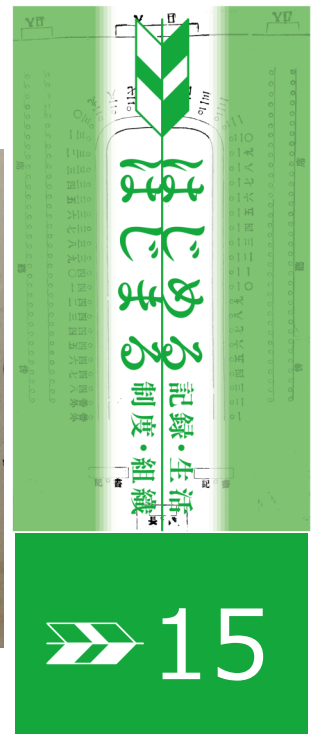
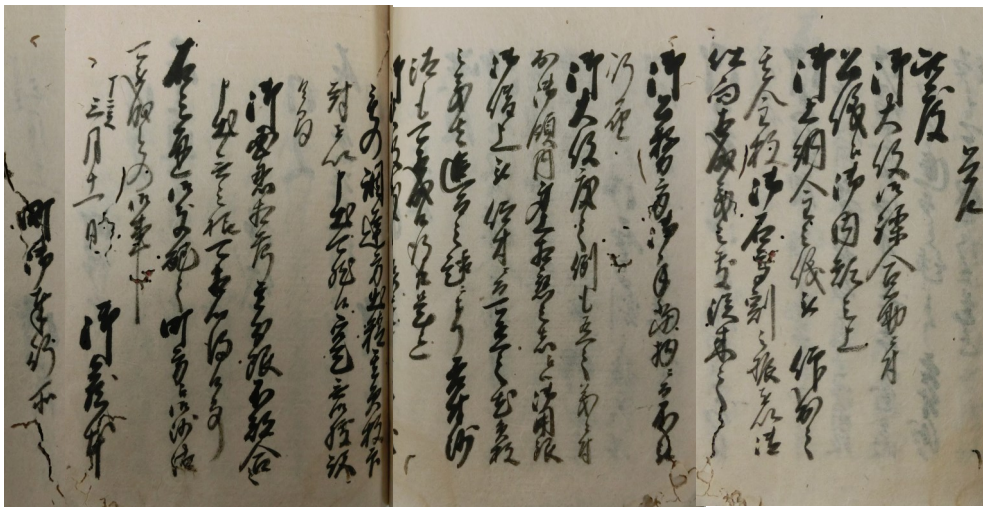
酒井雅楽頭

忠世

(毛利秀就)  
松平長門守殿

毛利家文庫第5分冊2幕府11「御奉書品々写」所収「(1)加判衆連署奉書」から。加判衆からの指示のメインは傍線部にあって、「あなた(毛利秀就)の領国内の居城は残して、そのほかの城はことごとく破却するように」と言っています。





御書出控 (徳山毛利家文庫「御書出控」76)

制度 ⑧

## 「徳山城」のはじまり (2)

### 《城主格認可に向けて》

徳山藩が城主格を幕府に認めてもらう動きが資料上確認できるのは文化14年(1817)です。この時の徳山藩は、①初代藩主毛利就隆は毛利輝元の子という出自により、徳川家康・秀忠・家光の三代の将軍の厚遇を得ていた、②徳山移転に際しては、他に類を見ないような立派な屋敷の建設を許された、③徳山毛利家は、輝元以来の血脈を保っている、と自家のすばらしさを強調するものの、城主格でないことから、徳山藩より石高が少ない城持の大名の後塵を拝している現状に悔しい思いを抱いていました。そこで本家である萩藩毛利家に、幕府に対して城主格を願い出てよいか問い合わせるのでした。

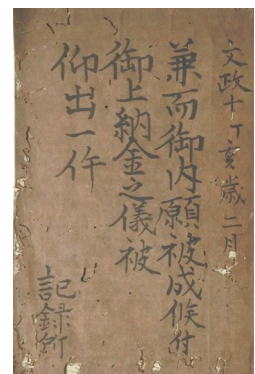
萩藩がそれを問題ないとしたことから、徳山藩では交流のあった幕府の若年寄京極高備(たかまさ)を窓口に、城主格の認可を求めました。この時の徳山藩は、先に述べた初代藩主就隆の厚遇に加え、彼

が藩主の折に幕府に対して城主格を願いながら幕府の指示で差し控えていたこと、また徳山の館の立地と防御施設は、城と変わらないと主張します。このように、「城」に厳しい目を向ける幕府に対して、徳山の館をほとんど「城」だと言ってしまっただけでよいのか、少し不安も覚えますが、「城」に適した立地と施設を持つ我が館を「城」と呼びたい気持ちが強く表出したと今は理解しておきたいと思います。

この文化期の働きかけは、資料的な制約からその後の動向はわかりません。次に徳山藩「城主格」問題が現れるのは文政8年(1825)のことです。

### 《文政の動き》

文政8年からは、本家である萩藩が前面に出て、徳山藩の城主格認可に動きまゝす。萩藩からは徳山藩から以前出ていた主張に加え、毛利広鎮が長く藩主の座にあって、幕府から課される関東の川普請事業や、江戸城諸門の警備などに従事し



兼而御内願被成候付、御上納金之儀被仰出一件 (徳山毛利家文庫「外礼方」91)

文政10年の献金に関する江戸での一件書類。7月と9月の2回で、合計4,500両を献金しています。献金を終えた徳山藩主毛利広鎮は、11代将軍徳川家斉から褒美を与えられています。

てきたことを列記し、幕府への功績をアピールします。それでも足りないと考えた徳山藩は文政10年、多額の献金まで行っています。ダメ押しとも言える献金も空しく、幕府からの回答は、「認められない」というものでした。一同が意気消沈する様は想像に難くないことでしょう。

萩藩にとっては分家の家格上昇は望むところですし、徳山藩もここで目的達成を諦めるわけにはいきません。今度は、徳山毛利家の藩主や家臣のみならず、領内の人々も、「城主格」を望んでいるとの主張を展開していきます。この望みが叶えば、徳山の人々は幕府の命に喜んで従うと共に、徳山藩による領内統治に必要なだと訴えるのでした。

こうした粘り強いアプローチに、幕府も一旦は「不可」と回答したものの、交渉の継続は認めています。そして、願いが叶う天保期を迎えます。

### 《天保期の動き》

文政期の交渉を経る中で、萩・徳山両藩は、幕府には徳山藩に「城主格」を与える代わりにその石高を増やし、幕府からの負担を相応に担わせたい思惑があるような

感触を得ていたようです。

そこで、徳山藩は開作などで1万石余りを捻出し、合計4万石余の負担を担うことを幕府にアピールし始めます。この時、萩藩と徳山藩の間では、これまでの徳山藩の石高3万石に1万10石を加増することで一致していました。わずかに10石ですが、4万石を「超える」負担を担うとしたところがポイントになるわけです。

さらに、日本の沿岸に出没し幕府を悩ませている外国船への対応を引き合いに出します。それは周防国には防御の要となる城がなく、それに徳山の「館」を充てるというものでした。先述のとおり、徳山の「館」には城に類する立地と防御施設を持っているので、それに相応しいというものでした。

この頃、萩藩から幕府に願うべき事柄がいくつかありました。具体的には萩藩主父子の昇格、長府藩主の昇格などで、その一つに徳山藩の城主格もありました。ところが城主格以外は徐々に認められいく一方で、ひとつだけが取り残されている現状に、萩藩も焦りを覚えたことでしょう。様々手を尽くし、ようやく徳山藩の城主格が認められます。

覚

此度

御大役御繰合筋二付、

公儀江御内願之上、

御上納金之儀被 仰出之、

其金数御石高割之振を以御

仕向相成義之処、従来之

御公務方御手当物二而不被

行届、

御大役度之例も有之義二付、

於御領内身上相応之者江ハ御用銀

御借上被 仰付二而可有之、尤員数

之義者、追而之趣二より差付沙

汰も可被成候得共、是迄

御大役度之振ニ準可相成

もの調達方出精、其員数印

封を以申出可然候、寔無御扱訳

候間、

御国恩相考、其分銀不都合之

申出無之様可相心得候事、

右之通御支配之町方江御沙汰

可被成との御事、

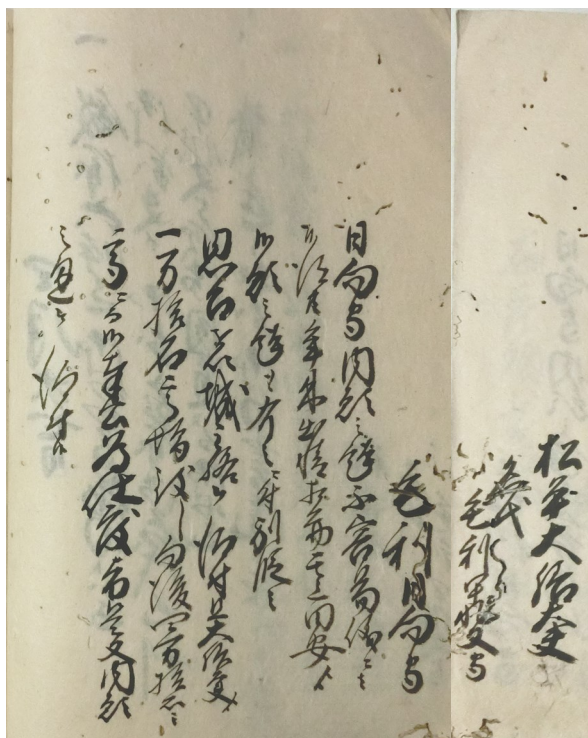
丁亥三月十一日

御蔵本

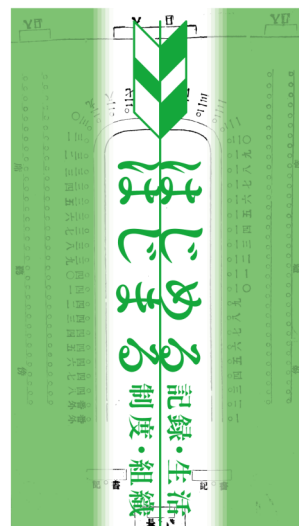
町奉行所

前ページの翻刻。国元・徳山で藩政の中枢を担った御蔵本から町奉行所に対し、管下の町人へ伝達するよう出された指示です。同様の指示は村方にも出されています。後日、上納すべき金額も指示されています。





御城主格・御高増一件 (徳山毛利家文庫「外礼方」90)



16

制度 ⑨

## 「徳山城」のはじまり (3)

《城主格認められる！》

天保7年(1836)4月21日、江戸を離れ萩へ向かう萩藩主毛利斉元のもとに、幕府老中大久保忠真から問い合わせの使者が来ました。内容は、徳山藩への正確な加増額を尋ねるものでした。そこで萩藩は、「1万10石」であることを初めて幕府に明かしました。

4月27日、幕府からの召喚の命を受けた徳山藩主毛利広鎮は江戸城に登城、老中をはじめとする幕府重職らが列座する中で、城主格を認める旨、言い渡されました。長きにわたる努力が実った瞬間でした。

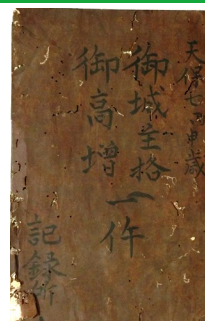
ただし、徳山藩城主格認可が一筋縄でいかなかったことは、上の写真で示している、幕府から伝達された書面からも窺えます。その文面には、わざわざ「田安が御願之趣も有之(田安家からも願い出のことがあったので)」の一言が加えられていました。田安家は8代將軍徳川吉宗の子・宗武

を祖とする徳川御三卿のひとつで、萩藩とは、8代藩主毛利治親の正室を迎えて以来、関係がありました。徳川將軍の親族の力も借りながら、萩藩は幕府への働きかけを行っていたのでした。

《徳山の喜び》

念願叶った徳山藩の喜びは容易に想像できます。

「城主格が認められる」の報が5月12日に徳山へもたらされると、その日の内に、家臣は15日に「御歓」のため「登城」するよう指示が出ました。もはや徳山の「館」は「城」であると主張しているようで興味深いことです。また、16日には庄屋や町年寄といった村方や町方の人々、17日には寺社の人々に対して、「御歓」のために「登城」するよう指示が出ています。また、徳山藩の飛び地である奈古・大井(現阿武町・萩市)の人々は6月1日に「登城」しています。同じように「御歓」言上のための登城と考えられます。



御城主格・御高増一件(徳山毛利家文庫「外礼方」90)

徳山城城主格認可に関する徳山藩側の記録です。城主格が申し渡される前日からの、江戸における動静が記されています。作成は江戸にあった徳山藩記録所です。

徳山藩の城主格認可については、幕府と直接交渉を重ねた萩藩側の記録(→シート15)とあわせて見る必要があります。二つの藩の記録を一機関で所蔵する、山口県文書館であればそれが可能です。

このほかに、5月16日には、藩主菩提寺である大成寺や、祐綏神社、遠石八幡宮へも、城主格認可の報告と、大願成就の謝意を伝える使者が派遣されました。

このように、徳山藩での「御歓」の様子が資料から窺えます。

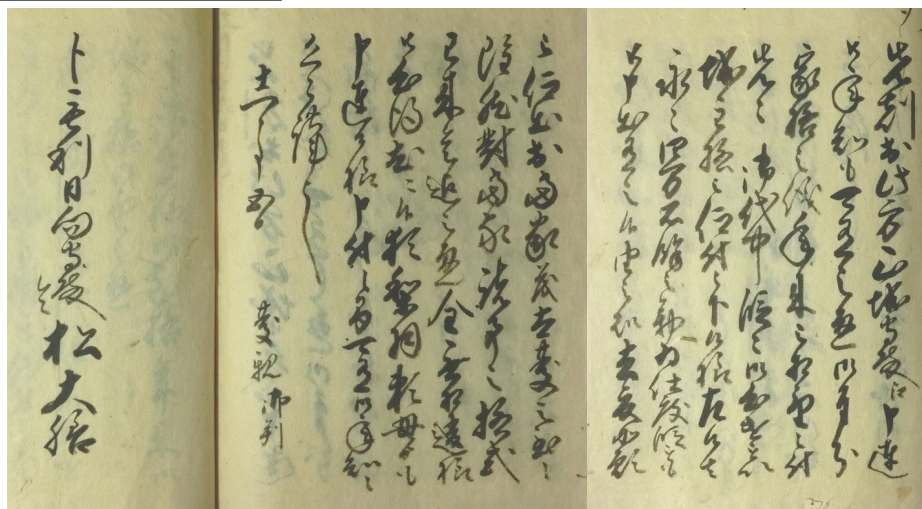
之通被 仰付候、	高ニ而御奉公為仕度旨、是又内願	一万拾石高増致し、向後四万拾石之	思召を以城主格被 仰付、且大膳大夫方	御願之趣も有之二付、別段之	候得共、年来出精相勤、其上田安方 <small>(田安齊匡)</small>	日向守内願之趣不容易儀ニ者	名代 <small>(毛利齊元)</small> 毛利甲斐守 毛利日向守	松平大膳大夫
----------	-----------------	------------------	--------------------	---------------	--	---------------	--	--------

[表ページ翻刻]

### 《城主格となっても》

徳山藩に城主格が認められた翌年の天保8年12月5日、江戸において、徳山藩世子の毛利元蕃（もとみつ）は、萩藩主毛利慶親に招かれ、下の資料のような申し入れを受けました。

申し入れの内容は、このたび徳山藩は城主格を認められることになったが、本藩である萩藩に対してはこれまでどおりの格式を維持するように、というものでした。対外的には「館」の主から城主に格上げとなったものの、それは本藩との関係に及ぶものではない、という萩藩の意思の表れと言えるでしょう。徳山藩もそれを受け入れています。

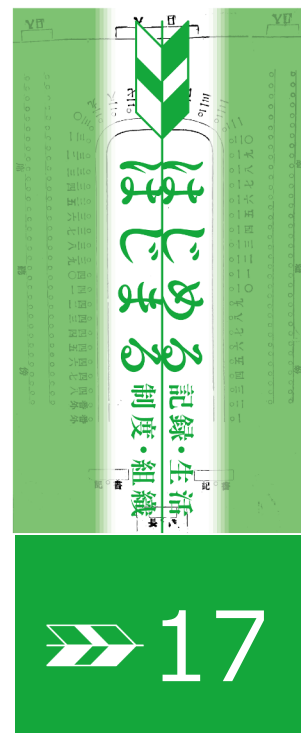


先刻於此方山城守殿江申達、  
御承知も可有之通、御自分  
家格之儀、年来被相望候付、  
先々 御代中段々御心遣を以  
城主格被仰付被下候様、左候者  
永々四万石余之勤為仕度段をも  
御申出有之候由之処、去夏如願  
被 仰出、於当家茂太慶之至候、  
雖然对当家諸事之格式  
已来是迄之通全無相違様  
御心得尤ニ候、猶梨羽頼母方も  
申達候様申付候間、可有御承知候、  
恐々謹言、

十二月五日 慶親 御判

毛利家文庫 24 末家 83  
徳山御内願一件より





山口県治一覽概表（稿本）（県庁戦前A総務521-1）

## 制度 ⑩

# 新しい行政区画がはじまる

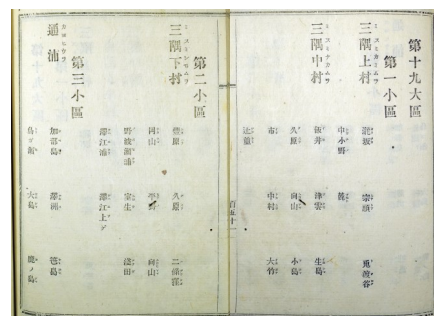
### 《行政区画の変遷》

明治4年(1871)11月15日に山口県が誕生して以来、今日に至るまで、行政区画には大きな改変が何度かありました。「昭和の大合併」や記憶に新しい「平成の大合併」を経て、現在、わたしたちは19市町の行政区画のもとで暮らしています。ここでは、明治期の行政区画の改変を見えます。

### 《大区小区制》

明治8年8月に、山口県内は21の大区と266の小区に分けられました。上の写真は大区区割りの図です。県の東部からおよそ時計回りに大区の番号が振られているのが分かります。もう少し詳細に見てみましょう。

右上の写真は、「活版山口県大小区村名書 上・下」（県庁戦前A総務714・715）で、県内の大区小区の一覧です。写真は現在の長門市にあたる第十



九大区の部分で、第一小区は三隅上村と三隅中村、そして三隅下村が第二小区となっています。さらにその下の小字名も書かれています。この「村名書」には、大小区村町の名称および戸数を記した便覧表と大小区の境界や道路、河川を描き入れた



風土注進案  
(全395冊のうち大島  
宰判の部分)

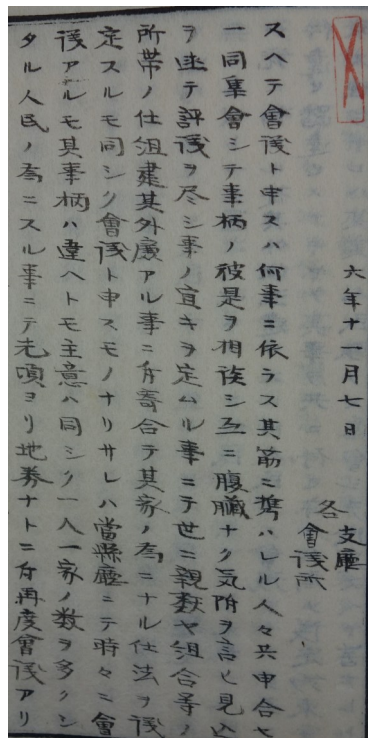
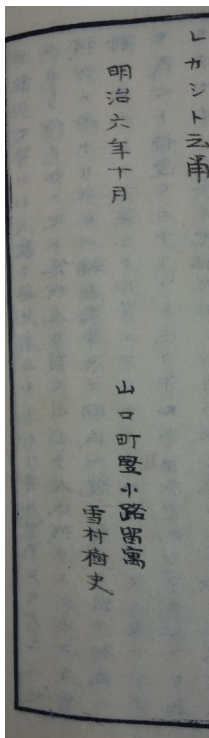
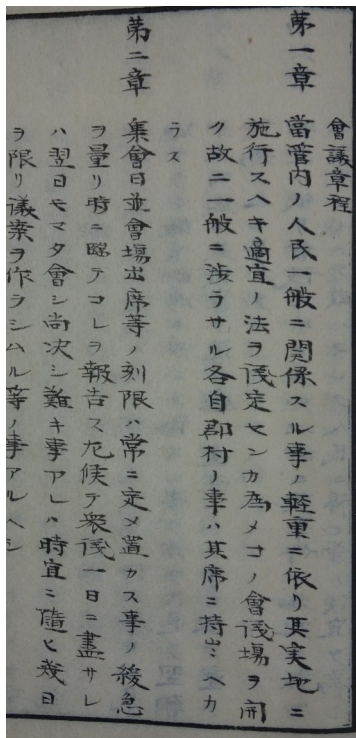
藩政時代、防長両国には町・村および浦・島とで720余りの村落が存在していました。風土注進案からは江戸時代末期における萩本藩領の村々について、その詳細を知ることができます。

近代に入り、これらの村々は新しい行政区画へと再編成されていきました。









明治6年「会議章程」（明治期山口県布達9）

## 制度 ⑪

# 県会の「はじまり」

### 《会議の「はじまり」》

「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」。議会開設の端緒とされる「五箇条の御誓文」の一節です。

明治6年(1873)4月、地方長官を東京に招集して「地方官会同」が開かれました。地租改正断行を周知する重要な集会でしたが、その場には、議題として、各地での行政遂行上の課題を持ち寄ることも同時に呼びかけられていました。行政課題の解決のためには、議論の場がもたれるべきであることを強く印象づけるセレモニーでもあり、各府県における「地方民会」開設への呼び水となりました。

山口県では、同年10月に、区長や戸長らを議員とする「地方民会」が招集されました。これは、全国的にみても、地方民会招集の非常に早い事例です。

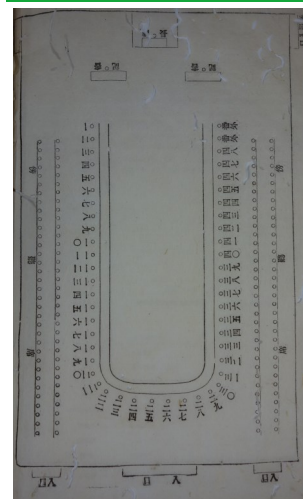
山口県において、明治6年から9年にかけて開かれた5回の「地方民会」は、「県会」と呼ばれたこともありましたが、のちの、

府県会規則のもとで編成された「県会」と区別するために、「県庁大会議」の呼称が用いられています。

### 《県庁大会議とは？》

明治6年12月、第1回県庁大会議の開催前に策定された「会議章程」によれば、県令を議長とすること、行政側からは県属・区長、民の側からは「県内支庁の部」「士族集居地」から数名、加えて、医師・祀官・僧侶の代表が招集されることが規定されていました。当時の行政の意図を浸透させるためにターゲットとされていた階層を読み取ることができます。ただし、県庁大会議は、あくまでも、県令の諮問機関であり、長官の意図を申し渡す場面にしかすぎませんでした。

「会議章程」は、会議の仕組みを規定したマニュアルなのですが、その前文として「会議」についての啓蒙的な解説が付されています。執筆者の雪村樹史は、のちに初代萩町長を務めた、当時の県職員中村雪樹と推測されます。



明治12年「通常県会日誌」（議会事務局5）

明治12年第一回県会の議場内の配席図です。議員は会期初日の抽籤で定められた番号の席に着座し議論を交わしました。議場奥手に議長席があります。傍聴人席は二階に設けられていました。

明治7年1月、板垣退助による「民撰議員設立建白」（のち明治30年代に山口県知事に着任した古沢滋はその起草者の一人）の影響もあり、地方での民会の常設が渴望されるようになりました。

こうした時流を反映して、山口県でも、明治7年6月に「第二回県庁大会議」、同年10月から11月にかけて「第三回県庁大会議」が開催されています。この年、議会が二回開催されたのは、県政の推進にあたって「話し合い」の場が重視されはじめた証しと見ることもできるのですが、実際には、不平士族対策として士族授産政策（士族の生活の安定に向けた政策の実現）重視の姿勢の可視化を目論んだ木戸孝允や井上馨らの強い意向が反映されたものでした。

明治8年4月の「漸次立憲政体樹立ノ詔」は、国会・地方議会の設置の機運をいっそう高めることになりました。山口県でも「第四回県庁大会議」開催（明治8年11月）を前に、議案が事前に告知されることになったほか、傍聴人も認めることが公表されました。

明治9年10月、「第五回県庁大会議」が開催されました。この会議開催前には、明治6年公示の「会議章程」に替わるものとして、新たに「会議仮章程」が制定されました。

第1条で「此般会議ハ区長及代議人ヲ以テ成ル者ナレハ、其ハ官民協同会ニシテ、其議スル所ハ県治一般ノ事ニ涉レハ、（会議の）名義ハ県会ト称スヘシ」として、この会議の位置づけや性格がより一層クリアに謳われています。第19条には、「議長事ヲ決スルハ同議ノ多数ニ依ル」とあります。多数決方式の導入、つまり、議長である知事の独断を牽制することが明言されており、形式上ではあるにせよ、「討論」や「話し合い」の定着ぶりを見て取れます。ただし、その第2条には「議会ハ議事ノ権有テ之ヲ施行スルノ権ナシト雖トモ、此会ニ議決セシ件々ハ姑ラク官民間ノ条約ト見做シ、更ニ（議決事項は）県庁再議ノ上施行」とあり、県（県令・県庁）主導の実情が示されています。

なお、従来、会議での決議事項は作成された「決議録」を布達として県民への周知が図られていたのですが、この会議からは、正式な議事録として「県会日誌」が作成されました。議案説明、出席議員の発言など、議事の詳細を跡づけることが可能です。

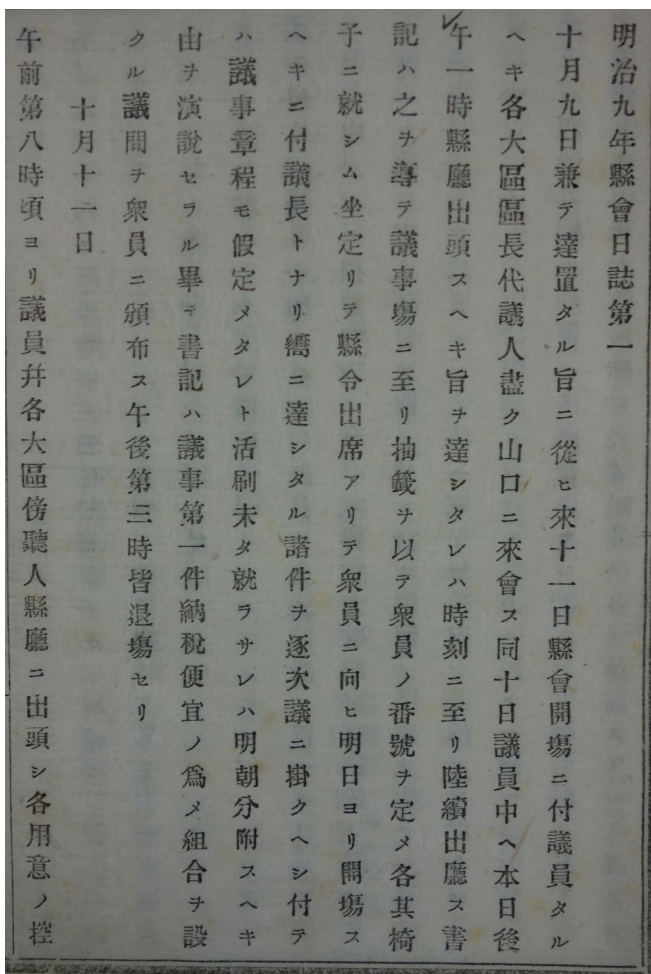
以上、五度に及ぶ「県庁大会議」に関連する資料から、明治12年3月の第1回山口県会までの、県会のプロローグについて概観してみました。

第5回の県庁大会議から第1回山口県会開催までには実に二年半のタイムラグがあります。この空隙は、萩の乱（明治9年11月）町田事件（明治10年5月）、西南戦争（明治10年）など、士族反乱に揺れ動いた時期にあたります。一方で、全国的な統一的な地方制度として三新法（郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則）が制定された（明治11年7月）時期でもあります。つまり、旧来の秩序と明治国家のもたらした新秩序のおりあいをつけるために必要とされた時間だったのです。

5回にわたり開かれた県庁大会議で重視された議事事項は、士族授産（「勸業局」「授産局」「協同会社」と警察制度の確立でした。

第1回県会は明治11年建築と伝わる議場（第5回県庁大会議で建設が要望された）で開かれました。新築された議場での県会の開会は、人々に新時代の到来を実感させたものと思われます。

◀「明治9年 県会日誌」（県史編纂所史料277）







山口県庁写真（戦前内務部169-1）



⇒ 19

制度 ⑫

## 県都山口の「はじまり」はいつ？

### 《明治4年11月？》

明治4年(1871)7月の廃藩置県、続く11月の府県改置、山口県の「はじまり」がこの時点に求められることは異論のないところです。

では、県庁所在地として山口が明確に規定されたのはいつのことなのでしょう。『防長歴史暦』の明治4年11月14日の記載「県庁ヲ山口ニ置キ毛利氏ノ旧館ヲ以テ之レニ充テタ」とか、『山口県文化史年表』の明治4年11月28日の記載「山口藩庁ノ称ヲ廃シテ山口県庁ト称ス」。これらをもって、旧藩主が政務に当たったその場所が県庁と称されて、引き続き県政の中枢となった、という見切り発車的な新時代の到来の様子をイメージで理解するほかないようです。

やがて、中央集権国家としての体裁が調えられ始めると、政治的な求心力強化の意味合いもあって、宏壮な庁舎建築をしつらえることが強く意識されはじめます。あ

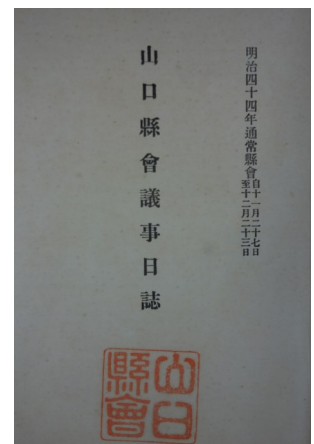
わせて、その庁舎をどこに建てるのかについても、さまざまな思惑が交錯することになります。

旧藩庁をそのまま転用した山口県にあって、幕末の「にわか普請」である庁舎の新築が議論される場合には、必ず、その新築場所をめぐる不協和音が奏でられ、軋轢が生じることになりました。

「赤間関へ」「三田尻へ」。明治20年代、明治30年代、それぞれの時点での有力な県会議員による県庁誘致の綱引きが県民の眼前であからさまに繰り広げられることになったのです。

### 《明治44年11月27日？》

明治44年の通常県会議事日誌に記載された県内務部長小田切磐太郎の発言から庁舎の窮状を抜き出してみます。「本庁舎ハ旧藩主毛利公ノ居館ニシテ」「山口ハ防長ノ中央ニシテ号令ヲ下スニモ便利ナルヨリ、元治元年正月、此地ヲ相シ建築ニ掛リ、慶応元年四月、萩ヨリ移レリ、是実ニ四十八年前「俄普請」「用材ノ選択モ十



議会議務局文書583

議会議務局から継続刊行されている『山口県会史』『山口県議会史』の原資料のひとつです。明治12年の第1回県会以降の議事録など総数1342点を数えます。『県会史』編集時点では割愛されたと思われる答弁を目にすることもできます。



▲「山口県庁写真」戦前内務部169（左奥の大屋根を有する建物が議事堂と思われる。明治41年頃か。）

分ナラス「彼所此所ニ支柱ヲ加ヘ僅ニ転覆ヲ防ケリ」議事堂ハ明治十一年ノ建築「元萩明倫館ノ古材ヲ用ヅ」当時ハ西洋風ノ建築幼稚ナリ為今日ヨリ見レハ不完全ノ箇所多ク「明治三十八ニ建添」「三十九年ニモ柱桁ノ腐朽セルヲ発見」「支柱ヲ建テ辛フシテ支ヘ居ル」「二階ノ傍聴席ニハ人ヲ入ルハ能ハス」「白蟻ノ害アリ柱梁屋根等ヲ侵食セリ」

これは、庁舎・議事堂の当時の惨状をある程度正確に反映させた発言だったようですが、改築（新築）反対を封じ込めるために、県会開催前、知事・県会議長・県会副議長・県会議員（参事会員）の間で入念に練り上げられた声明でもありました。さらには、井上馨や桂太郎など、県政の運営に大きな影響力をもっていた「長州の元老」のお墨付きを得たものでもありました。

通常県会初日、11月27日の午前会、渡邊融知事による議案説明予算説明から庁舎新築に関連する部分を抜粋します。

（来年度ヨリ県庁改築費ノ予算ヲ提出シタリ）本県庁ハ、旧藩庁ノ建物ヲ引受ケタルモノニシテ、幾多ノ星霜ヲ経、頽廢殆ト極度ニ達シ、従来庁舎内ハ、鉄棒又ハ木材ノ支柱ヲ用ヅ、纔ニ傾覆ヲ支ヘ居リシカ、近年、白蟻ノ侵害相加リ危険愈差迫リ、最早一日モ猶予スヘカラス（此ノ情態ハ業ニ已ニ諸君ノ熟知セルハ所ナル……）

さらに、渡辺知事は、議案説明の補足として、山口の地での庁舎新築を断行する決意を朗々と読み上げたのです（左写真）。このステイトメントにより「県都（＝県庁所在地）山口」が公式に確定されたのです。

### 《明治44年12月》

迎えた12月12日、県庁側の入念な理論武装にもかかわらず、「県庁舎と県会議事堂の新築」「新築場所」をめぐって議論百出、論戦が繰り広げられることになったのですが、議案第21号（「47万7400円」計上「本県庁八腐朽甚シクシテ之カ改築ヲ要スルニ付前記之通四箇年継続費トシテ支出ス」）は予定どおり採決されました。

大正5年(1916)11月、大蔵省臨時建築部設計、国会議事堂の習作とされるルネッサンス式の格調高い庁舎・議事堂が、一露山そば、旧山口藩庁の故地に、その姿を現したのです。



終ニ一言ヲ付ス縣廳改築案ニ付世上往々縣廳移轉論アルカ如キモ本年提出セシ縣廳改築案ハ已ニ定リタル縣廳ノ位置ニ改築スヘキ費用ノ支出ヲ提案セシモノニシテ縣會又知事ニ於テ之ヲ決定スヘキハ當然ナリト雖縣廳ノ所在ヲ移轉セントスルハ頗ル重大事件ニ屬シ縣會又ハ知事ノ權限ニ屬スルモノニ非ス何トナレハ縣廳ハ一縣ヲ統轄スル政廳ニシテ統治權ニ基ク國家ノ機關タリ山口ノ地長防二國ノ中央ニ位シ古來ノ歴史ヲ有シ己ニ此地ヲ以テ縣廳所在地ト定メラレ爾來旅團聯隊裁判所ヲ始メ諸官衙ヲ置カレ縣ノ監督ニ屬スル學校病院等葛ヲ並ヘ殊ニ衛戍司令部ノ如キハ縣ノ保安上至大ノ關係ヲ有シ首府タルノ機關總テ此地ニ具備スルニ拘ラス一地方ノ利害ノ爲メ縣廳ヲ他ニ移轉セントスルカ如キハ事理ニ適セサルモノナリト思料ス本案審議ノ爲メ一言シテ參考ニ資ス

▲明治44年「通常県会日誌」（議会事務局583・584）



計	宇部市	下関市	阿武郡	大津郡	美禰郡	豊浦郡	厚狭郡	吉敷郡	佐波郡	都濃郡	熊毛郡	玖珂郡	大島郡	市別
七	五	一	三	二	三	三	二	一	三	八	七	一	七	大業
三	〇	三	四	〇	一	九	八	三	二	三	六	四	三	官立
六	〇	四	八	四	一	一	〇	二	七	五	九	二	六	公立
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	私立
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	試験
三	三	六	二	五	二	一	二	四	一	七	三	九	五	第
三	八	六	二	五	二	一	二	四	一	七	三	九	五	及
二	九	一	三	二	四	一	四	二	四	四	一	一	四	第
														験
														及
														第
														験
														及
														第
														験
														及



山口県衛生統計(合綴) (県庁戦前A警察4)

## 制度 ⑬

# 医師資格制度のはじまりと 山口県の女性医師

上の写真は、山口県が作成した衛生統計の中で、大正12年(1923)時点の県内郡市別医師数を示す部分です。よく見ると、一部の郡に「女」と書かれた人数が記載されています。性别人数の記載はこの年からですが、もちろんそれ以前にも山口県内に女性医師は存在していました。さらに、人数が免許資格別に分類されている中で、「女」の記載が「試験及第」欄のみであることにも気づきます。

### 《明治期の医師資格制度》

明治・大正期の医師はおおむね①大学卒業医、②公立医学校(医学専門学校)卒業医、③試験及第医、④従来開業医、⑤現地開業医他に分類されます。

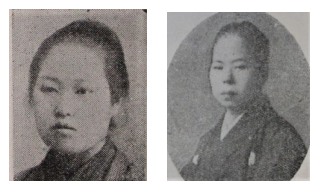
明治7年(1874)に公布された医制により、医師の開業許可制が示されました。つまり、医師資格の取得には、医術に関する試験を経た上で、政府から開業免許を受けることが必要になったのです。試験については、明治5年の段階ですでに山口県は独自の試験(壬申考試)を行なってい

ましたが、政府も明治9年に医術開業試験の実施を全国に指示しました。ただし、官立大学・欧米諸国の大学、公立医学校の卒業生(①・②)や、従来から開業していた医師ら(④・⑤)は試験が免除されました(山口県では従来開業医にも試験を課していました)。

こうした中で、明治中後期に医師総数に占める割合が最も多かったのは、医術開業試験を経て医師となった③試験及第医でした。医術開業試験は前・後期の2段階制で行なわれ、合格率が2割を下回ることも珍しくなく、加えて、出願者の3割程度は様々な事情で実際の受験にいたりませんでした。この試験に合格するのは高き壁であったといえます。

### 《山口県の女性医師》

医術開業試験は当初、女性の受験が許されておらず、ようやくそれが可能になったのは明治17年(1884)のことでした。翌年、荻野吟子(埼玉県)が合格し、医籍登録された女性医師第1号となります。



中原 蓬



浅海コト



松尾子ヨ



林 イク



新納キク

### 山口県の女性医師

【出典】  
中原蓬・浅海コト：『日本医籍録 第1版(大正14年)』(小田家文書(山口市吉敷)308)

松尾子ヨ：『日本医籍録 第1版(昭和4年)』(小田家文書(山口市吉敷)309)

林イク・新納キク：『防長医師薬剤師名鑑』(荒瀬家文書(防府市)713)

山口県の女性医師については、「日本医籍録」(小田家文書(山口市吉敷)308・309)などから、明治～大正期に13名を確認できます。表1の1～8は山口県内で活動していた女性医師であり、9～13は山口県出身であるものの、主に県外で開業するなどして活動していた女性医師です。

出身校に目を向けると、明治期に開業免許を取得した7名の内4名は済生学舎(現日本医科大学)の卒業生です。日本医学校は、明治36年(1903)の済生学舎廃校をうけ、学生達を受け入れるため設立されました。東京女子医学専門学校(現東京女子医科大学)の前身である東京女医学校は、済生学舎による女性の入学停止をきっかけに、卒業生の吉岡弥生が明治33年に設立しました。その後、明治45年、専門学校としての認可をうけ、大正9年(1920)に無試験免許の対象校となりました。山口県の衛生統計が大正12年から女性医師数を示すようになったのは、こうした状況を考慮した可能性があります。

明治期において、従来開業医に該当しない女性が医師を志した時に辿ったのは、私立医学校などで医学を学び、医術開業試験に臨み、試験及第医として医師資格を取得するという険しい道でした。そして済生学舎は、女性医師の誕生に最も大きく寄与した教育機関でした。

### 《女性医師の活動のありかた》

山口県の女性医師の足取りを追うと、県内外で開業医や勤務医として医療に従事した姿、あるいは、村医や校医として地域医療に貢献した姿がうかがえます。このほか、中原篷は、山口県社会事業協会から方面委員を委嘱され、さらに、農繁期託児所の設立に関わるなど、社会事業にも積極的に取り組んでいます。

一方、明治43年(1910)段階で釜山(朝鮮)に在留していた邦人医師45名の内、3名は女性医師でした。この内2名は、山口県の女性医師(浅海コト・松尾チヨ)とみられます。大正12年(1923)時点の県内医師総数に占める女性の割合は僅か0.3%程度でした。山口県の女性医師が活動の地を海外に求めた背景については、医師資格取得のみならず開業も女性にとって容易でなかった社会状況や、近代以降、山口県から多くの人々が海外に渡った歴史との関係も併せて考える必要がありそうです。

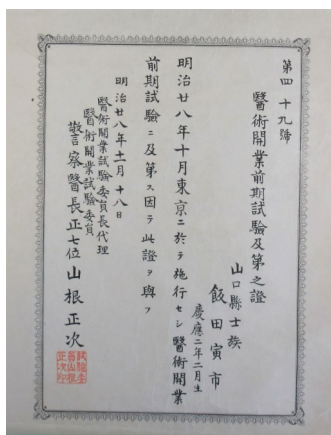
【参考】

坂本悠一・木村健二『近代植民地都市 釜山』(桜井書店、2007年)  
三崎裕子「明治女医の基礎資料」(『日本医学雑誌』第54巻第3号、2008年)

【表1】明治～大正期山口県の女性医師

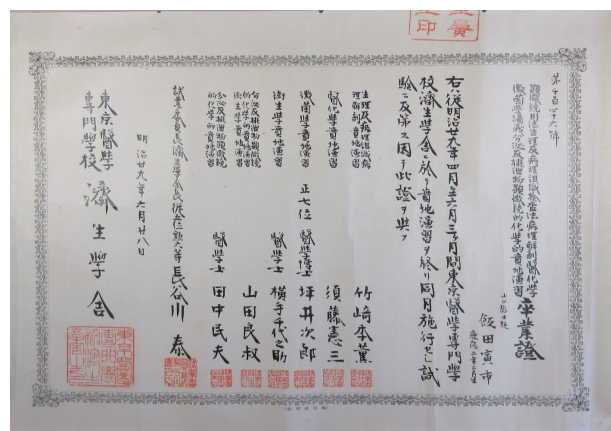
～山口県内で活動～				
	氏名	医籍登録年	主要活動地	出身校
1	中原 篷	明治26	東京府・大津郡三隅村	済生学舎
2	浅海コト	明治32	東京府・玖珂郡柳井村・韓国	済生学舎
3	相川(松尾)チヨ	明治33	韓国・熊毛郡麻里府村	大阪慈恵医院医学校 済生学舎
4	林イワ	明治40	下関市・豊浦郡長府町	日本医学校
5	雑賀ヲワ	明治45	韓国・下関市・豊浦郡豊東村	(東京女子医学専門学校)
6	広瀬セツ	大正6	大阪府・佐波郡防府町	東京女子医学専門学校
7	田中エイ	大正10	下関市	東京女子医学専門学校
8	満部セツ代	大正11	宇部市	東京女子医学専門学校
～山口県外で活動～				
9	前田園子	明治24	東京府・韓国	済生学舎
10	本多(堀)フジノ	明治43	大阪府	日本医学校
11	新納キク	大正元	大阪府	東京女子医学専門学校
12	徳本コト(嘉子)	大正2	神奈川県	日本医学校
13	山科(石橋)モト	大正3	兵庫県	東京女子医学専門学校

〈出典〉三崎裕子「明治女医の基礎資料」(『日本医学雑誌』第54巻第3号(2008年)、『日本杏林要覧』(日本杏林社、1909年)、大正14/15年・昭和3/4/7/9/11年分『日本医籍録』、『防長医師薬剤師名鑑』(荒瀬家文書(防府市)713)より作成。



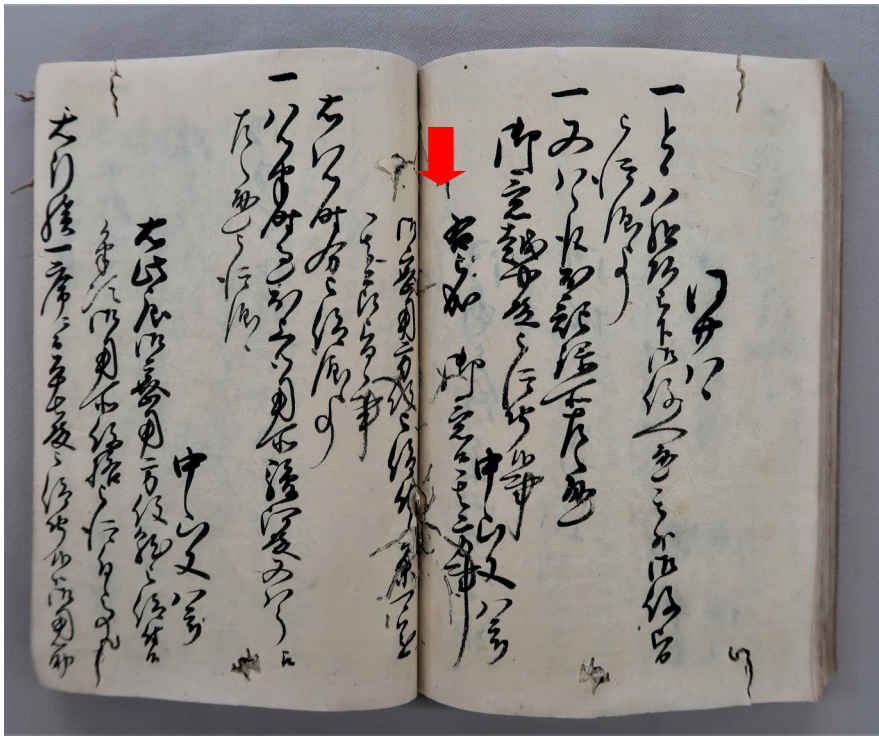
「医術開業前期試験及第之証」(飯田家文書(福岡県)1)」

明治28年(1895)、山口県出身の飯田寅市が受けた医術開業前期試験の及第証です。医術開業試験は年2回(春と秋)、全国3会場を実施されました。及第証は明治27年に「医術開業試験委員組織権限」が改正されたことをうけて左のような様式になりましたが、それ以前は試験科目ごとの試験委員と試験委員長の連署があったため、横の長さがこれより約2倍長い、横長の形状でした。この明治28年段階の及第証は、内容やサイズが簡略化していたといえます。

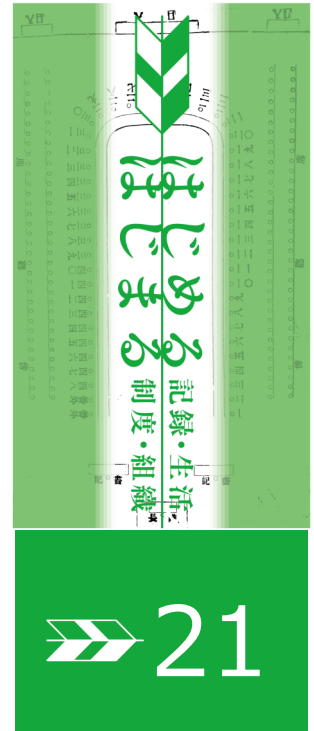


「顕微鏡用法生理及病理組織検査法病理解剖医化学(細菌学)講義分泌及排泄物顕微鏡的的化学的実地演習卒業証」(飯田家文書(福岡県)2)」  
済生学舎では後期試験に備え、明治24年(1891)から実地演習をカリキュラムに取り入れていました。これは学生の飯田寅市が受けた顕微鏡的実地演習の修了証です。





「密局日乗」安永3年10月28日条（毛利家文庫19日記18〈129の13〉）



## 組織 ①

# 萩藩密用方、はじまる

### 《萩藩密用方の設置》

萩藩の密用方（みつようかた）は、安永3年(1774)10/28、7代藩主重就の時に新設された役所です。初代頭人（密用方のトップ）となった藩士中山又八郎は、10年前の明和元年(1764)8月から仕事を始めており、その活動が評価されこの年正式な役所としてスタートした形です（上写真参照）。

密用方は以後幕末まで活動します。文政6年(1823)以降編纂を続けた「毛利三代実録」が有名です（シート1参照）。そのほか藩主・藩中枢の指示で作成した記録類が毛利家文庫に数多く残ります。「密局日乗」（毛利家文庫19日記18～20 134冊）という密用方の日記もあります。後期藩政を担った村田清風、坪井九右衛門、棕梨藤太などが、密用方業務の経験者です。

### 《密用方の業務》

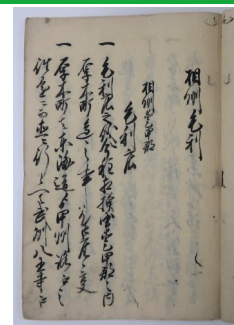
密用方は、重要な先例や儀式、毛利家の系図・由緒などの調査を担当したと説明されます（『もりのしげり』）。文化事業担当役所としてイメージしがちですが、藩政期、先例、重要儀式のあり方、歴史・由緒、あるいは過去の考え方を調べ、まとめ、その記録を作成すること、それらの仕事は、重要課題に直面する藩がその方針を決める上で重要な役割を果たしました。

重就時代、密用方は、必要であれば江戸・国元いずれの役所の文書記録でも閲覧が認められました。こうした権限を許されたのは密用方だけです。これが先例となり、以後密用方は、さまざまな調査、記録作成事業を遂行できたのです。

### 《重就と密用方》

設立当初の密用方は、特に藩主重就の意向を受けた業務を担当しています。それは藩内における重就の政治的立場を強化する上で重要なものでした。

支藩長府藩から本藩の萩藩を継いだ



中山又八郎による諸国調査

中山又八郎は諸国での調査も行いました。明和8年3～6月には、安芸国吉田、厳島、伊勢、高野山、出雲などの寺社で文書や棟札を調査したり、名所旧蹟を訪れています。毛利家との関係・由緒を把握するためでした。その成果に毛利家文庫30地誌12「芸雲旧蹟記」があります。また安永4～5年には毛利氏の故地、毛利庄（相模国愛甲郡厚木近辺）も調査しています（同30地誌5「毛利庄」）。

重就にとり、萩藩および毛利家の歴史、先例や儀式のあり方や、家臣の由緒・履歴など過去の情報を把握することは、並み居る譜代家臣たちに優位を保つ上で必要なことでした。重就の目となり過去の正確な情報をつかむこと、時に重就の声となり彼の主張を示すこと、それが成立期の密用方に特に求められた役割でした。

### 《初代頭人中山又八郎》

密用方初代頭人・中山又八郎は、明倫館2代目学頭山県周南の5男で、のち藩士中山家の養子となりました。彼は明和元年8月から重就の命じる記録作成や調査事業を担当しています。25才の時でした。その仕事ぶりが評価されて密用方設置となり、頭人に任命されたのです。精力的に仕事をこなした又八郎でしたが、天明6年(1786)9月4日、48才で亡くなりました。

明和元年8月から天明6年9月までの間、又八郎が担当した仕事のいくつかを紹介します。

#### ①「御教戒」 \*毛利家文庫3公統123

「御教戒」は、藩祖元就、および隆元・輝元らの文書から教訓とすべきことばをまとめたものです。毛利家の御什書類、閲録・譜録の収録文書などを又八郎が網羅的に調査し、ことばを選び、それを藩儒山根華陽が校訂し、前書を記しました。10の徳目で構成されています。重就が自らの指針とするため編纂を命じたものです。明和4年9月に完成しています。

#### ②元就200回忌法要関係業務

#### ③輝元150回忌法要関係業務

\* 同46吉凶2・9～11等

明和7年(1770)6月7日～14日、萩城内の洞春寺において毛利元就の200回忌法要が、安永3年(1774)4/24～27、萩天樹院で輝元の150回忌法要が営まれます。いずれも前回（元就150回忌、輝元100回忌）と比べ大規模に行われた点が特徴です。法

要に先立ち又八郎には、a 過去の記録を参考に儀式の先例調査、b 参列を希望する家臣・領民の由緒、元就・輝元との関係を調査し、法要への参列に関する判断書を作成、などが命じられ、法要中は、c 法要実務を裏方で取り仕切りを、法要終了後は、d 記録のとりまとめ、を担当しています。

重就は法要を大規模に行い、多くの家臣・領民を参列させることにより、藩主である自らへの、また毛利家への求心力を高める意図があったと考えられます。又八郎はその実現のための仕事をこなしました。

#### ④武芸諸芸御取立御内用 \*同15祭祀78

重就は、武芸諸芸の修練に務めている者など「諸芸出精者」を調査させ、安永6年(1777)3月13日、明倫館において優秀者124名に褒賞を与えました。重就の文教政策の一環と位置付けられます。又八郎は「諸芸出精者」の調査、褒賞授与の判断書作成、褒賞儀式の準備などを担当し、ここでも重就の政策実現に尽力しています。

#### ⑤「御国政再興記」 \*同11政理64～66

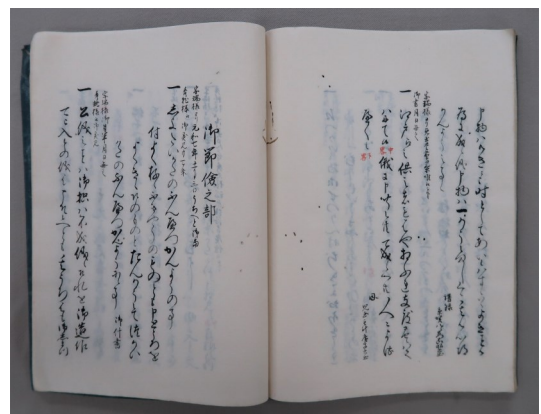
「御国政再興記」は、重就の治績をまとめ、藩政・財政立て直しに貢献したことを力説する書です。重就の政策、政治へは家臣たちの批判も強く、重就はみずからの政策意図、正当性を主張し、批判へ反論する必要がありました。本書はそのためのものでした。安永8年(1779)2月に「第一」、天明2年(1782)8月に「第二」が完成。「第一」は御宝蔵に収められたほか、諸役所に写しが配布されました。

本書作成にも密用方が関わりました。「第一」は重就側近の重臣高洲就忠が草案を作成、当役国司が奥書を記したもので、密用方は清書作業を担当しました。一方、重就の自己弁護的性格がより強い内容の「第二」は、密用方が主に編纂を担当しています。「第二」編纂に関し密用方は、重就の声となって治世の正当性を主張し、批判へ反論する、その役割を担ったのです。



左:「御国政再興記」一・二

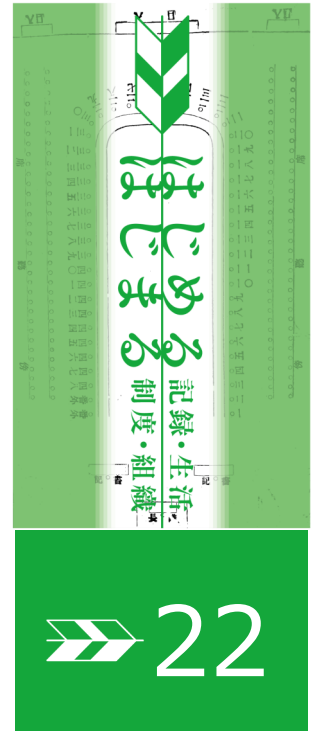
右:「御教戒」



「御教戒」の記載(「御節儉之部」)



山口県立山口図書館開館120周年記念



「米国全国文書館処務手続の手引」「文書館関係論文」（文書館資料）

組織 ②

## 文書館「はじまる」 ～前史としての県立山口図書館～

### 《山口県文書館と山口図書館》

昭和34年(1959)4月1日山口県文書館が開館します。毛利家文庫など江戸時代の藩の文書記録、地域に伝来したさまざまな古文書、そして現用を終えた県の公文書を保存・公開する施設として当館は「はじまり」ました。山口県に日本で最初の公立アーカイブズが設立されたのです。その前史には、文書資料（郷土史料）の保存・利用に対する県立山口図書館の長い活動がありました。

### 《山口図書館による海外文献翻訳》

シート冒頭の写真は、当館開館前年の昭和33年3月、山口図書館がガリ版刷りで作成した『米国全国文書館処務手続の手引』（米国立公文書館編のハンドブック〈National Archives Handbook of Procedures 1952〉）と『文書館関係論文7篇』★です。諸外国のアーカイブズ制度を学ぶため、当時の山口図書館長鈴木賢祐および図書館員たちが海外

文献をみずから翻訳したものです。彼らが翻訳までしながら外国のアーカイブズについて学ぼうとしたのはなぜだったのでしょうか？また、それは山口県文書館の設立とどうつながったのでしょうか？

### 《郷土資料室の活動》

明治36年(1903)に設立された県立山口図書館は、以後、図書以外の郷土史料の収集・保存にも力を入れました。廃藩後、県が引き継ぎ利用してきた旧萩藩庁文書も、その役割を終えたものが順次図書館へ移管されています（地下上申・同絵図・風土注進案等）。

昭和4年(1929)図書館内に郷土資料室（当初は「郷土志料室」）が開設され、同12年同室内に「山口県史編纂室」が設置されると、県庁から明治期の県庁文書が移管され、県内の古文書も数多く寄贈されるなど、図書館の文書資料収蔵量は増加していきました。



旧山口図書館正面  
(小川五郎1094-1)

さらに詳しく知りたい方へ

以下の研究をご参照ください。  
①『開館30周年記念 山口県文書館の30年』（山口県文書館、1990）  
②青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と『史料館』『文書館』の設置」（『記録史料の管理と文書館』収録、1996）  
③山崎一郎「山口県文書館と50年」（『アーカイブズ学研究』11、2009）  
④太田富康『近代地方行政体の記録と情報』の終章（2010）  
⑤伊藤一晴「公文書の保存と利用の視点－鈴木賢祐と山口県文書館－」（『官僚制の思想史』収録、2020）

## 《毛利家文庫の寄託》

第2次大戦後の昭和27年(1952)、旧萩藩主毛利家から「毛利家文庫」5万点が山口県に寄託されます。萩藩庁文書を中心とし、明治～昭和22年、東京の毛利邸で続けられた修史事業で形成・利用された資料群です。これらも山口図書館が受け入れました。歴史資料として貴重であり、かつ膨大な量の文書資料に図書館はさらに向き合うことになったのです。

## 《アーカイブズ制度の研究》

山口図書館は、所蔵する膨大な文書資料をどう活用すべきか？という課題に直面しました。その中で鈴木館長と図書館員たちは、海外におけるアーカイブズという存在に気づき、アーカイブズ制度を研究し始めたのです。

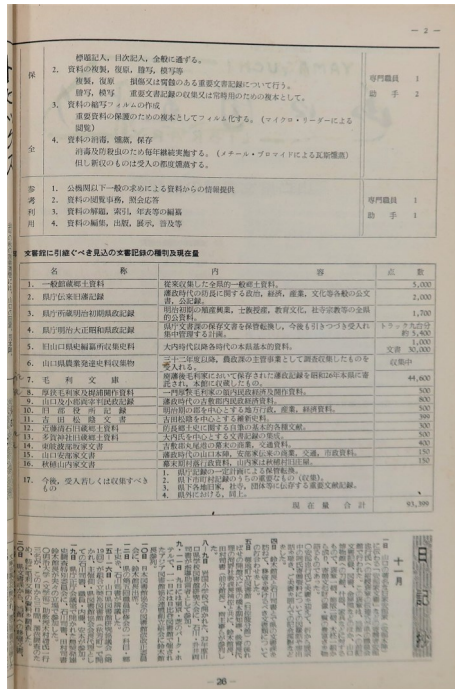
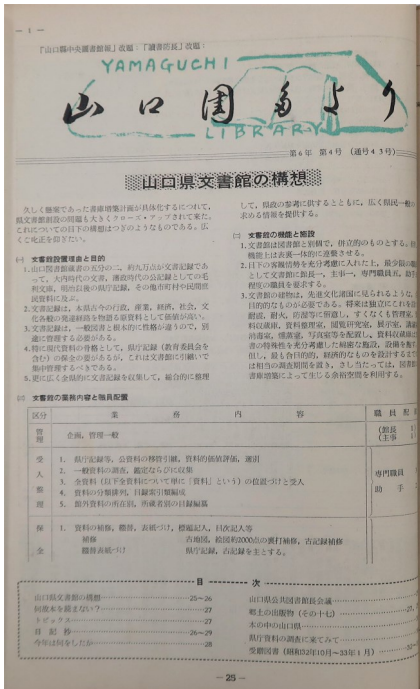
当時の日本では「アーカイブズ」の存在はほとんど認知されていない状況でした。昭和32年図書館員渡辺秀忠は、アーカイブズの存在は日本社会の「知的真空地帯」になっていると評しています（『文書館運動の序説』1957）。このような状況下、鈴木館長や館員たちは、諸外国のアーカイブズ制度を学ぶため、まず外国文献の翻訳から始めたのです。その成果物が『米国全国文書館処務手続の手引』と『文書館関係論文7篇』でした。翻

訳を通じ鈴木館長らは、アーカイブズという機関が、単に史料の保存・公開をする役割に止まるものではなく、現用を終えた公文書を保存・公開するという重要な役割をもつこと、また、公文書公開の原則にたつ機関であることを学びました。当時、それはまったく新鮮な視点だったことでしょう。

## 《構想から開館へ》

アーカイブズへの理解を深めた鈴木館長や館員たちは、「アーカイブズについて」（渡辺秀忠 『山口図書館だより』41、1957年）や「山口県文書館の構想」（『同』43、1958年）などで、アーカイブズの重要性、設立の必要性を主張しました（1950年代教育278）。そうした考え方は当時の小沢太郎県知事にも伝わり、昭和33年7月秋吉台大田演習場問題で渡米した知事は、米国立公文書館を視察しました。視察後知事は、「このような機関は山口県に必要である」と述べています。

このような流れを経て、山口県文書館設置条例が制定され、山口県文書館は開館しました。当館は、山口図書館による文書資料の保存・利用に関する長年の取組、そしてアーカイブズ研究という前史をふまえ、「はじまる」ことができたのです。



当時の山口図書館長  
鈴木賢祐（まさち）

★「文書館関係論文7篇」収録論文は、①Shellenberg「文書と文書館」、②Hyde「文書・歴史的記録業務の完備」(1939)、③Thurber「文書館資料目録規則についての提案」(同)、④Blegen「地方史の課題」(同)、⑤Posner「地方記録の保護と保存—ヨーロッパの経験」(1940)、⑥Berthoid「ドキュメンテーション—アメリカの立場から」(同)、⑦Buck「文書館員の資質と養成」(同)。

## 『山口図書館だより』41(1957年)掲載の「山口県文書館の構想」 (1950年代教育278)

設置理由と目的、機能と施設、業務内容と職員配置、引き継ぐべき文書記録などが示されています。県庁文書についても「県庁文書課の保存文書を保管転換し、今後も引きつづき受入れ集中管理する計画」とあります。